

令和元年第4回滝川市議会定例会（第8日目）

令和 元年12月11日（水）
午前 9時57分 開 議
午後 2時28分 延 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 一般質問

○出席議員（16名）

1 番	三 上 裕 久 君	2 番	堀 重 雄 君
3 番	木 下 八重子 君	4 番	山 口 清 悦 君
5 番	山 本 正 信 君	6 番	渡 邊 龍 之 君
7 番	関 藤 龍 也 君	8 番	寄 谷 猛 男 君
9 番	佐々木 和 代 君	10 番	安 樂 良 幸 君
11 番	本 間 保 昭 君	12 番	田 村 勇 君
13 番	柴 田 文 男 君	14 番	荒 木 文 一 君
15 番	水 口 典 一 君	16 番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	千 田 史 朗 君
教 育 長	山 崎 純 一 君	計 画 部 長	湯 瀬 川 宏 敬 君
総 務 部 長	中 島 圭 史 君	総 務 部 次 長	長 浦 文 学 君
総 務 部 次 長	柳 嶋 圭 史 君	市 民 生 活 部 長	鎌 田 清 孝 君
保 健 福 祉 部 長	国 嶋 隆 雄 君	産 業 振 興 部 長	山 崎 智 弘 君
産 業 振 興 部 次 長	阪 本 康 雅 君	建 設 部 長	田 崎 智 嘉 君
市 立 病 院 事 務 部 長	椿 真 人 君	教 育 部 長	田 中 嘉 樹 君
教 育 部 指 導 参 事	廣 瀬 一 仁 君	監 査 事 務 局 長	杉 原 慶 紀 君
総 務 課 長	深 村 栄 司 君	企 画 課 長	諏 佐 孝 君
財 政 課 長	堀之内 孝 則 君		

○本会議事務従事者

事 務 局 長	竹 谷 和 徳 君	次 書	長 記 菊 田 健 二 君
書 記	村 井 理 君		池 田 茂 喜 君

開議 午前 9時57分

◎開議宣告

○議 長 ただいまの出席議員数は、16名でございます。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において田村議員、柴田議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議 長 日程第2、これより一般質問を行います。配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問は一問一答方式で30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくこととなっておりますので、質問、答弁とも要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

それでは、寄谷議員の発言を許します。寄谷議員。

○寄谷議員 おはようございます。日本共産党の寄谷です。初めに、先ほどの相撲甚句でもありましたが、洞爺丸台風についての歌がありました。ことしも台風15号、そして19号で日本各地に大きな被害が出ました。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、不幸にも亡くなられた方々に深くご冥福をお祈りいたします。それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

◎1、市長の基本姿勢

1、江部乙地域、東滝川地域のまちづくりについて

まず初めに、市長の基本姿勢ということで、江部乙地域、東滝川地域のまちづくりについて伺います。今年度からコミュニティ・スクールが導入され、地域とともにある学校づくりが進められています。このコミュニティ・スクールは、学校と地域が連携、協働し、教育活動を充実させるということにとどまらず、地域の活性化を図る機能も果たすことが期待されています。しかし、東滝川には小学校も中学校もありません。そして、江部乙では中学校の統廃合の計画が進んでいます。いずれの地域も子供たちと地域のつながりが薄れてきています。そういう意味では、子育て世代にとって学校のない地域での居住というのは難しくなっています。同じ滝川の中にあっても、特別な課題をこれらの地域では抱えているのではないのでしょうか。どのような課題に着目し、解決しているのか、今後のまちづくりについての市の考えを伺います。

○議 長 答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、ただいまの寄谷議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。
まず、これからのまちづくりの方向性につきまして、生活に必要な機能やサービスをいかに維持

をしていくかが重要な視点であると考えております。その方策の一つといたしまして、施設を集約したりコンパクト化していくことも必要でありますし、一方ではさまざまな企業、団体と連携、協働し、コミュニティというものを活性化していくことも必要であります。

こうした視点から申し上げれば、江部乙地域では江部乙駅舎等を活用した江部乙まちづくりコミュニティ行動隊の活動は、國學院大學北海道短期大学部の学生との連携による駅カフェやおためし食堂など活動の幅を広げ、地域の活力となっているものと認識をしております。東滝川地域においても、東滝川地域の振興を考える懇談会など、地域住民みずから主体となり、地域の振興策に取り組んできている実績があるほか、コンビニエンスストアの誘致活動や子供さんも参加して東滝川地域防災の集い、これは15年以上継続して実施していただいております。そのほかには、平成30年からは生活支援有償ボランティア事業、東滝川地域サポートセンターの取り組みをスタートさせていただいております。このように、江部乙地域、東滝川地域ともにコミュニティが形成されている地域力、市民力のある地域だと認識をしております。江部乙地域、また東滝川地域に限らず、自分たちの住む地域をこうしていきたいという地域住民の皆さんの思いには積極的にサポートをさせていただき、魅力ある地域づくりに向けて連携を図ってまいりたいと考えておりますし、まちづくりを進める上では市民の皆さんと向き合うことで市民の皆さんの思いに応える市政運営に努めてまいりたいと考えております。今後農村環境改善センターと江部乙地区コミュニティセンターの機能を集約し、リニューアルオープンを予定しております。道の駅たきかわも新しい指定管理者が決まりました。また、東滝川でワイン用ブドウの栽培を行っている民間企業が丸加高原に醸造施設を建設する予定でもあります。このような官民連携によるまちづくりを進めることによりまして地域の活性化につながっていくことを期待をしております。

以上であります。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 それぞれの地域のコミュニティづくりということで進めていることについては、評価しています。ただ、生活ということで考えれば、江部乙、東滝川だけで完結せずに、滝川の中心市街地へ出てくることも必要になってきます。そういう意味では、周りのまちではタクシー助成とか、それからバスとかということで、便を図るということで行政が取り組んでるところもあります。滝川としても、周りのまちで取り組んでいるようなタクシー助成、あるいは滝の川とか扇町で行っているバスの運行、こういうものが必要になってくるのではないかと考えますが、それらの支援について市のほうでは何か検討されているのでしょうか。

○議長 長 寄谷議員、ただいまの質問は若干趣旨から外れておりますが、答弁いただけるということですので、答弁お願いいたします。市長。

○市長 ただいまのタクシーですとか、その辺を考えているかというお話でございますけれども、両地域とも中央バスさんが、民間のバスが運行していただいているわけでございます。その中において多少の不便等を感じている方もいらっしゃるかもしれませんが、現在のところではデマンド交通等を今後の課題とはしておりますが、そのようなタクシー助成等を考えている状況ではございません。また、民間において滝の川地域、そして扇町地域を運行していただいております。非常

に効果があるとお聞きしておりますので、そのような活動が広まることも一つであり、そのようなことが広がる可能性があるならば応援してまいりたいと、そのように考えている次第でございます。

以上です。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 そうしたら、次の質問に移らせていただきます。

◎2、防災対策

1、昨年のブラックアウトの教訓と周知活動について

2、外国人の災害時避難対策について

防災対策ということで昨年のブラックアウトの教訓と周知活動について伺います。水防災タイムラインの作成や避難所等変更計画の策定が精力的に行われています。昨年からことしにかけて、台風などの記録的な大雨で日本各地に甚大な被害が発生しており、コミュニティタイムラインの作成は急を要しています。しかし、他方において昨年のブラックアウト等の経験を踏まえた防災計画の見直しということでは避難所の見直しということが出されていますが、それ以外について市民のところではどのような教訓を引き出したのかというのが余りうまく伝わっていないように見受けられます。救援体制が整うまでの発災直後や自立型避難所の運営に当たっては、町内会やさまざまな民間組織の協力が期待されています。その場合に起こり得る問題の幾つか、いわゆる想定外のことなどが起こりうると思うのですが、昨年のブラックアウトのときに経験していると思いますが、そのときに救済を優先するのか、あるいは混乱をしないように秩序を維持していくのかということで、いろいろ対応すべき課題というのがあると思うのですが、それを災害の経験の記憶の新しいうちにまとめて、その教訓を市民に周知するということが必要だと思われるが、市の取り組み、考えについて伺います。

○議長 長 寄谷議員の質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○長瀬総務部次長 議員のご質問のとおり、住民主体で運営する新たな自立型避難所につきましては、ブラックアウトにおける事例を検証し、公平性が保たれるルールづくりが必要であると考えているところでございます。現在滝川市避難所見直し方針に基づき作成いたしました滝川市避難所等変更計画書案に対し、市民の皆様からご意見をいただいているところではございますが、自立型避難所につきましては災害時に民間事業者や町内会、自主防災組織が互いに協力をし、避難所の運営を行うこととしているところでございます。避難所の運営につきましては、平成27年3月に策定いたしました滝川市避難所運営マニュアルにも公平性について記載をしているところではございますが、これまでの経験を踏まえ、自立型避難所の要綱や避難所運営マニュアルの見直しの際にはさらに公平性が保たれるよう検討し、滝川市町内会連合会連絡協議会や防災通信「向こう三軒両隣」による町内会の班回覧、また防災訓練等で市民の皆様への周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 マニュアルとかの見直しを行うということも必要なのですが、市民としては避

難するときに避難所に行けば何とかなる、助けてもらえるのではないかという思いで避難されていると思います。そのときに、市民の側としては全て助けてもらえるというふうに思っているわけではないと思うのですけれども、ただその場合にずれというのがあるのではないかと思います。そういう意味では、去年起きたときにああしてほしかった、こうしてくれなかったという、そういうものがあると思うのですけれども、そういうQアンドAみたいなものがホームページ上でも公開されていると、市民としてはどこまで市のほうでやってくれるのだろうか、自分はどの範囲までやらなければいけないのかという、そういう判断材料が出ると思います。そういう意味では、そういう判断材料の提供というのももう少し必要ではないのかなと考えるのですが、それについての蓄積があれば公表することが必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 寄谷議員の再質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○長瀬総務部次長 ただいまの再質問に対してお答えしたいと思います。

昨年のブラックアウトというのは初めての経験でありますし、そういった部分の中では反省等を含めて、市民の皆様方の対応を含めての部分については検証しているところでございます。そういったことも必要ですし、現在先ほど議員ご質問にありましたように、水防災タイムライン、やはり水害等の部分のところについて本市においては一番の最優先的事項だというふうに考え、そういうふうに取り組んでいるところでございますし、地震、ブラックアウトに対しても備えなければいけないということでございます。まずもって災害に対しましては自助、共助、公助という形の中で、判断材料といえましてもまずは自分のことは自分で守るということを優先的に考えていまして、避難所におきましてもそういった形の中でできる範囲の中で一生懸命取り組んでいるところでございます。判断材料につきましても公表してということでは、何が正しいかという部分がありますけれども、そういった部分については基本方針含めて基本的な立場に立っての公表はしていきたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議 長 答弁が終わりました。寄谷議員。

○寄谷議員 それでは、次の外国人の災害時避難対策について伺います。現在市内には100名ほどの外国人が暮らしています。市ではインバウンド観光に力を入れています。災害発生の際には在住、それから一時滞在の区別なく、どこの避難所でも外国人の方の受け入れを行うのでしょうか。その場合に、海外の方は地理勘が不十分な方が多いのではないかと推測されます。そういう意味では、現在自分のいる場所から避難所へどうやって行けばいいのか、そのルートがわかりやすいようにしていく必要があるのではないかと思います。また避難所では、海外の方は日本の場合と生活習慣が異なるということで、ルールを理解してもらう必要があるのではないのでしょうか。そうすることが他の住民とのトラブルを防ぎ、お互いの安全、安心につながると思います。それらの取り組みについて伺います。

○議 長 総務部次長。

○長瀬総務部次長 市内在住の外国人の避難に当たりましては、在住、一時滞在の区別なく、どこの避難所でも受け入れることとなります。なお、災害時におきましては、市内在住の外国人に対し、

避難所や気象情報等の情報を英語と中国語に翻訳をし、市のフェイスブックでありますT a k i k a w a C i t y T o u r i s mと一般社団法人滝川国際交流協会のフェイスブックを活用して周知をしているところでございます。具体的には、昨年のブラックアウト時には避難所情報、電気の復旧状況といった情報を発信いたしました。また、観光で来られている外国人に対しての災害情報の対応につきましては、問い合わせに対し、職員及び国際交流員が英語、中国語、モンゴル語での対応を行っております。

ご質問のありました避難所の位置やルートを示すものにつきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。また、避難所での生活ルールの周知につきましては、現行の滝川市避難所運営マニュアルの中に避難所での生活ルールがございますので、翻訳版の作成を進め、対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 答弁が終わりました。寄谷議員。

◎3、福祉行政

1、幼児教育・保育の無償化について

2、子育て世帯に対する市独自の支援策（均等割免除）について

○寄谷議員 それでは、次の福祉行政、幼児教育・保育の無償化について伺います。ことしの10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。この実施に伴う保護者負担への影響について伺います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 10月から基本的に全ての3歳から5歳児、低所得のゼロ歳から2歳児世帯を対象に幼児教育・保育の無償化が実施されました。無償化の対象となった費用は各施設の利用料であり、例えば通園送迎費、食材料費、行事に係る費用、延長保育の利用料などは無償化の対象外とされております。保育所における副食費は従来利用料の一部として徴収してまいりましたが、無償化の実施に伴い、利用料とは区別した上で副食費として徴収することとなり、その月額が4,500円となります。この金額が従来の保育所利用料を上回るケースはないため、無償化の実施に伴い、当市においては逆に負担がふえたケースはございません。

○議 長 答弁が終わりました。寄谷議員。

○寄谷議員 今答弁のありました副食費の扱いについて伺います。

これまで副食費については保育料の一部として徴収されていたので、今回は実際に徴収される額は下がっています。ただ、問題は、徴収額がこれまでより減ったからそれでいいのかということです。これまで保育料については、滝川市独自の保育料負担軽減事業がありました。その事業によって、国の基準から保育料の一律10パーセント軽減が行われていました。そういう意味では、今説明のありました副食費、月額4,500円が1割補助ということで実際には4,000円の負担で済んでいたというのが無償化になる前のことではないでしょうか。今回の無償化で副食費についてはその対象から外されるということで、独自軽減の適用がなくなり、負担額は副食費についてい

えばふえたというふうに見れると思います。

そこで問題なのは、今回の無償化というのは何のための無償化だったかということなのですけれども、これについては子育て世代を応援する。そして、子供を安心して保育所に預けて働ける方をふやそうと、そういう流れだったと思います。そういうことで、例えば隣の砂川ではこの副食費については、従来の保育料負担軽減事業がなくなるということで、副食費についてはこれまでは軽減が適用されていたので、この副食費についての軽減事業というのを始めることになりました。そういう意味では、砂川では月額4,500円の副食費を4,000円の負担で済むようにすると、それから第2子については半額、第3子については無料という取り組みがなされています。それで、そもそもこの無償化の財源なのですけれども、これは消費税増収分の活用を予定されています。消費税は子育て世代を含む国民が負担しているわけですから、これまで直接支払う分が減ったからそれで楽になったかといえ、そうではありません。そういう意味では継続しての支援が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 副食費の4,500円、国が基準として示された額でございまして、全国多くの自治体でこの金額を採用していると。ただ、お話にありましたように、砂川市のように一部減免をかけている市町村もございます。今回の無償化に当たりましては、施設利用の有無にかかわらず、食事代は材料費としては在宅であってもかかると、それが基本としてスタートしております。したがって、現在のところ滝川市において副食費の減免を行う考えはございません。

○議長 長 答弁が終わりました。寄谷議員。

○寄谷議員 この副食費については、学校給食費ということとも絡むとは思いますが、ただ子供に食事を提供するというのではなくて、食育という考え方が含まれていると思います。そういう意味では、地産地消を含めていい食材を提供して、子供にとっての食事がどれだけ大事なもののかという、そういう部分もあると思います。そういう意味では、家庭で食べているから、その経費は同じように負担していただきましょうということだけではちょっと不十分ではないかなというふうに考えるのですが、食育という観点から考えても、これまでは保育料の一部という扱いで行われていましたので、そういう点でいけば今回国の基準に沿うというのはこれまでの滝川の考え方からいえば若干後退した流れのように見受けられるのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 副食費の4,500円というのは、原材料費という考えでございまして。お話にありましたように食育事業につきましては、子育て応援課の栄養士、健康づくり課の栄養士、また農協等の協力をいただきまして、会議を行いながら市内の学校、その他の食育事業については従来どおり進めてまいりたいと考えております。

○議長 長 答弁が終わりました。寄谷議員。

○寄谷議員 それでは、次の質問に移ります。

子育て世帯に対する市独自の支援策（均等割免除）ということでお話を伺います。国民健康保険ですけれども、これは内訳としては医療保険分、そして後期高齢者支援金分、介護納付金分という

3つが合わさって国民健康保険税というのは金額が決まります。そして、この中身なのですけれども、ほかの社会保険とは違って、所得割のほかに各世帯当たりの負担ということでの平等割、そして加入者1人当たりということでの均等割といういろいろなものが合わさって成り立っている制度です。この中で均等割というのは、加入者1人当たりということで、子供の多い世帯にとっては負担が多いということで問題になっていますが、赤平市では本年度より当分の間、国民健康保険に加入の世帯では18歳以下のお子さんに課税されている均等割、これは医療分、それから後期高齢者支援金分ですが、これが全額免除されています。滝川市でもさまざまな子育て支援事業に取り組んでいます、消費税増税などにより家計は圧迫されています。さらなる支援事業が求められています。子育て世帯に対する市独自の支援策、赤平市、旭川市のような均等割免除についての政策というのを考えられているか、考えを伺います。

○議長 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいまご質問がありましたとおり、滝川市におきます国民健康保険税は世帯の所得に応じた所得割、1世帯当たりに対する平等割、被保険者1人当たりに対する均等割の3つの区分により課税させていただいております。その均等割のうち18歳以下の被保険者の免除につきましては、お話にありましたとおり、今年度から赤平市が全額免除としたほか、道内では旭川市が一部免除をしております。全国的には25の市町が全額または一部免除としておりますが、免除に係る財源につきましては国や都道府県からの支援がないことから、基金の取り崩しなどにより賄っている状況です。滝川市においてこの18歳以下の均等割の全額免除を行った場合、対象となる方は約500人で、影響額は1,000万円ほどになると考えております。また、システムの改修で約500万円が必要となりますが、これらについては滝川市として基金もしくは一般会計からの繰り入れ、保険税率の引き上げによるしかないと考えております。

滝川市の今の国民健康保険会計は、一般会計からの法定外繰り入れを行いながらようやく前年度に累積赤字を解消し、若干の基金は積み上げることができました。この基金は、あくまでも保険税率の引き上げの軽減、災害時等不測の事態に備えるための財源と考えております。また、赤字解消と国保の国保財政安定化を目的に今年度も一般会計から法定外繰り入れを行っております。また、保険税率も赤字対応分としての引き上げを継続しております。次年度に向けてはそのあり方について検討している段階ではありますが、均等割の免除を検討できるような状況には今ないと考えております。本市独自の施策としての導入は困難なところですが、子育て世代に対する負担軽減を図るため、これまでどおり国に対して全国知事会、全国市長会を通して子供に係る均等割を軽減する制度の創設を粘り強く提言していきたいと考えております。

○議長 長 答弁が終わりました。寄谷議員。

○寄谷議員 今のご説明の中で免除は難しいというお話がありましたが、この均等割ですが、単純にというか、軽減を抜きに計算しますと医療保険分で1人年間2万3,900円です。そして、後期高齢者医療保険分では1人6,900円。介護保険分、これでは1人1万2,400円ということで、合計すると4万3,200円になります。そういう意味では、お子さんが2人いれば8万6,000円、3人いればということで、軽減措置がなければ非常に重い負担になると。そういう意味

では、滝川市の財政よりも厳しい負担を各家庭が負っているのではないかと考えられます。そういう意味では、免除は無理でも一部減額というような、そういう対策についても全く考えられないのでしょうか。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 均等割につきまして医療分2万3,900円、後期支援金分6,9000円は子供についてもかかると思いますけれども、介護についてはちょっと別の考え方もあると思います。滝川市としまして今国保の会計の運営上一番の課題は、赤字を解消しなければならない。それは大体めどがつきそうだという点がありますけれども、まだまだ保険税率、保険料が高いと考えておりますので、これを少しでも引き下げできないかということで現場のほうでは考えております。平成30年度税率改正の際に、このときに4パーセントないし5パーセントの引き上げを行ったのですが、国保の運営協議会の中で子供の世帯の負担軽減などについても検討いただきました。委員さんの中の議論として、独自削減を設けて、その保険税分をほかの被保険者の方に負担を求めるのは制度が偏った負担になって好ましくないという結論に至った経緯もあります。当面は保険料全体を引き下げる努力をしていきながら、国に対して軽減する制度を提言していきたいというふうに考えております。

○議長 長 答弁が終わりました。寄谷議員。

◎4、教育行政

1、学校給食食材の地場農産物等の活用、安全性の確保について

○寄谷議員 それでは、次の教育行政について移ります。

学校給食食材の地場農産物等の活用、安全性の確保について伺います。北海道は、我が国有数の食料供給基地と言われ、本道の特色を生かし、より安全、安心な学校給食を提供するため、地場農産物等を積極的に活用するための取り組みが求められています。地場農産物活用等の取り組み及び食材の安全性確保の取り組みについて伺います。

○議長 長 答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 給食食材についてのご質問でございますけれども、市では安全で安心、そしておいしい給食を児童生徒に提供するために、食材調達の際にはできる限り滝川産、北海道内産、国産の順で使用しております。また、食に関する知識や滝川農産物への理解を深めてもらうため、給食に用いた地場農産物を教材とした食育事業を平成18年度から実施をしております。

ご質問のありました地場農産物の使用率でございますけれども、平成30年度の割合となりますけれども、道内産が76.4パーセントで、そのうち滝川産が15.4パーセントということになってございます。次に、食品の安全性の確保というご質問がございましたけれども、食品衛生法においては食品ごとに厚生労働省が定めた農薬の残留基準が設定されていることから、国内で流通している状況については安全性が確保されているというふうに判断をしております。

○議長 長 答弁が終わりました。寄谷議員。

○寄谷議員 その安全性確保について基準が守られているということなのですから、それにつ

いての裏づけというものを市のほうではとっているのでしょうか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 裏づけということでございますけれども、独自に検査をしているのかということなのかもしれませんけれども、先ほどご答弁申し上げましたとおり、国の基準が守られているということを前提としておりますので、市で独自に食品の例えば残留農薬の基準だとか、そんなものを検査しているという状況にはございません。

○議 長 答弁が終わりました。寄谷議員。

○寄谷議員 滝川市として独自に検査しなくてもいいと思うのですけれども、公益財団法人福岡県学校給食会のホームページがあるのですが、そこで記載されていた文言、言葉が私は非常に印象に残ったのですけれども、安全、安心の安心、安全とは数値に裏づけされた客観的事実であり、安心とは安全性に対する揺るぎない信頼に基づく安心感であり、日々の安全性を地道に積み重ねた結果生まれるということで、福岡県の学校給食会では各業者が行った安全の検査だけでなく、自分たちでもやっています。この食材の安全性に対する問題というのは、市は業者から安全であるものを受けるというのではなくて、これを口にする子供、そして保護者に対して滝川市のほうで安全というのを提供する、そういう義務があるのではないかと思います。そういう意味では、市のほうで独自に検査をしなくても、業者のほうから今は、ポジティブ制度というのでしょうか、一定以上の農薬が含まれていれば流通させてはならないということで、各生産者、それから取り扱い業者のほうでチェックをするようになってきています。そういう意味では、そういう資料を提供してくださいということで市のほうで安全を確認することも必要だと思います。そういう意味では、業者の方を信頼する、その根拠というものをとることがお互いの関係をよくしていくことではないかと思います。そういう意味ではそういう取り組みについて検討すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 個々にどうこうというより、今総論的なお話がありましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、国内産の安全基準というのがあります。今ポジティブリストというお話がありましたけれども、それについては輸入物、ポストハーベスト問題に対してポジティブリスト制度ができたというふうに私は認識しておりますので、基本的に国内産の農産物というのは国の安全基準に基づいて流通されていると、まして先ほどの道内産が76.4パーセントということで、国内産を含めるとほぼ100パーセント国内産で賄われているというのが滝川給食の実情でございます。そんなことから、市が独自に業者に例えばその数値を求めるとかというところは、今のところは特に検討する考えは持っておりません。

○議 長 答弁が終わりました。寄谷議員。

○寄谷議員 学校給食の整備計画などを拝見しますと、この中ではHACCPの考え方を取り入れるとかというようなことが提起されています。その中では、学校の給食設備についての衛生面をチェックするというだけではなくて、食材そのものについても良好な材料を使うということで、食材そのものについての安全性もうたわれています。そういう意味では、砂川などではよく使うニンジ

ンなどについて独自に検査をしているのですけれども、そういう姿勢そのものが問われるのではないかと考えますが、そういう意味では国内では安全なものが流通していますということなのですから、その根拠について確認するということが必要ではないかと考えるのですが、そういうのはなくただ信頼するということについてはいかがなものかと思うのですけれども、それについての考えというのを改めてお伺いします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 今砂川の話がありましたけれども、例えば砂川で実施しているのは1種類の野菜を年1回チェックをしていると。果たしてその年1回というのが全ての食材の安全性を担保できるのかというと、私はそのようには考えておりません。ただし、全てを否定することではございませんけれども、何か事が起こったときに、その際に例えば安全確保する必要がある、確認をする必要があるということが起こった場合には、それは当然教育委員会としてやるべきことがあればやっていくというところでお答えをさせていただきます。

○議 長 答弁が終わりました。

○寄谷議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして寄谷議員の質問を終了いたします。

木下議員の発言を許します。木下議員。

○木下議員 会派みどりの木下です。皆さん、おはようございます。それでは、質問させていただきます。

◎1、教育行政

1、学校のいじめ問題について

1番、教育行政、学校のいじめ問題につきまして、近年全国的に学校のいじめが大変な問題になっています。滝川市の小中学校のいじめ状況について把握している件数や原因などについて伺います。また、いじめの防止策としてはどのような対策を行っているのか、取り組みについて伺います。

○議 長 木下議員の質問に対する答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 ただいまの学校のいじめ問題に関してでございますけれども、小中学校のいじめの状況につきましては、今年度11月に行ったアンケート調査と本人またはその保護者から直接学校へ訴えがあったものを学校に設置しておりますいじめ防止対策委員会において精査した結果、最終的にいじめ認知に至った事案は6件ございました。そのいじめの対応につきましては、持ち物へいたずらをされるですとか、仲間外れや無視をされる、悪口を言われるというものでありました。既に当該校におきましては、関係する児童生徒に対しては再度の聞き取りを行い、指導しております。また、保護者に対しても事実の説明と指導、再発防止に向けた協力を仰いでいるところであります。

市内の小学校、中学校におきましては、道徳のほか、各教科や委員会活動など教育活動全体を通じて互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう、児童生徒へ日常の指導をしているところでございます。また、滝川市教育委員会では、いじめ撲滅や仲間づくりを呼びかける子供たちの交

流の場として絆づくり成果交流会を開催するなど、子供たちの主体的な活動成果を地域全体に広げられるよう支援しております。さらに、滝川市いじめ問題対策連絡協議会及び滝川市いじめ防止専門委員会などを設置し、各委員の皆様からご意見やご助言をいただいているところでありまして、それをいじめの未然防止、早期発見、事案対処に向けた取り組みに生かしているところであります。以上です。

○議 長 答弁が終わりました。木下議員。

○木下議員 ただいま答弁をいただきましたけれども、再質問を3点ほどさせていただきます。

まず1点目、いじめの原因については各学校の教師からの視点ではどのように捉えているのか、先生方の視点、目です。その辺はどのように捉えているのか。

2点目、いじめの原因で不登校になった児童生徒の有無について。

3点目、滝川市いじめ問題対策連絡協議会及び滝川市いじめ防止専門委員会の委員の構成はどのようなになっているのか。

この3点を伺います。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 ただいまご質問のありましたまず1点目、いじめにかかわって教師はどう捉えているかというご質問でありましたけれども、まずいじめの内容につきましては、先ほど申し上げましたように、教師が詳細に聞き取り等を行っておりますけれども、その際いじめられている子供がどういう気持ちでいるか、子供の立場に立ってまずしっかりと聞き取りを行い、子供に寄り添った対応をすることとしております。さらに、いじめを受けていても子供によっては強く否定する場合があります。そういったこともありますので、日ごろから子供の表情ですとか、行動ですとか、そういったものをよく観察しながら対応に当たっているところであります。いずれにいたしましても、子供に寄り添った対応で進めているところと認識しております。

2点目の不登校につながってはいないのかというご質問でありますけれども、いじめが原因で不登校になっている児童生徒はおりません。

最後の滝川市いじめ問題対策連絡協議会、それから防止専門委員会の構成員についてでありますけれども、滝川市いじめ問題対策連絡協議会につきましては定数が8名となっております、札幌法務局滝川支局の方ですとか滝川警察署の方など、いじめ防止等に関する機関及び団体の関係者により構成されているところであります。そういった方々が集まっていただいて、関係機関の連携ですとか効果的な取り組みについて協議しております。それから、滝川市いじめ防止専門委員会につきましては4名の構成員がおりまして、北海道医療大学の先生、それから北海道臨床心理士会の方など学識経験を有する方々、いじめの防止等に関する知見を有する方々により構成されております。いじめ防止の有効な対策の審議ですとか重大ないじめ事案があった際の審議などを行ってくださっております。

以上であります。

○議 長 再質問に対する答弁が終わりました。

○木下議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして木下議員の質問を終了いたします。

田村議員の発言を許します。田村議員。

○田村議員 おはようございます。新政会の田村勇でございますが、通告の順に従いまして一般質問をさせていただきます。

◎ 1、市長の基本姿勢

1、行財政改革について

2、滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

まず最初に、市長の基本姿勢であります。行財政改革についてでございますが、前田市長は市民の信頼の上に3期目を無投票で市長に就任されました。ますます手腕が期待されるところであります。滝川市新時代の政策の中にも、足腰の強い財政基盤の確立に向けてさらなる財政健全化を進めますと公約に書かれております。行財政改革は、とまってはなりません。今後の行財政改革のスケジュールについて伺います。

○議長 長 田村議員の質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○柳総務部次長 行財政改革のスケジュールについてですが、第2期財政健全化計画と市立病院経営改善計画は、素案の策定に向けて現在金額の調整や文言等の整理を行っており、1月末をめどに成案となるよう作業を進めております。あと、公共施設個別施設計画につきましても当初先ほど申し上げた2つの計画と同様に進めていたところでしたが、実施方法の調整等に時間を要する必要が生じまして、策定の時期を延期し、令和2年度中の策定ということで作業を進めております。具体的な内容が明確になりましたら、全議員に対し改めて説明をしたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 長 答弁が終わりました。田村議員。

○田村議員 今計画がおくれているということなのですけども、おくれている理由は何なのか。

○議長 長 総務部次長。

○柳総務部次長 当初11月を目標に財政健全化計画での財源捻出の調整も終えて、病院経営改善計画、公共施設個別施設計画とあわせて成案にしたいという意気込みで進めておりましたけれども、関係者、関係団体の調整などの進め方が悪く、おくれてしまったところでございます。現在財政健全化計画につきましては、年明けの決着を目標に滝川市職員労働組合との協議を進めているところであり、あと後ほど答弁する病院経営改善計画とあわせて1月末をめどに成案となるようしたいと考えているところでございます。

○議長 長 答弁が終わりました。田村議員。

○田村議員 それでは、次の項目の2番目ですが、滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。

市長会において移住、定住の話がテーブルに上がったことがあるかないか、まず伺いたいのですが、あるとしたらどういう話が多いのかを伺います。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市長 ただいまのご質問でございますが、北海道市長会の場で移住、定住に関する情報交換事項といたしましては、平成28年度の秋季定例総会におきまして、UターンやJターンの取り組みの現状と地元定着に向けた受け皿施策について意見交換が行われております。このほか国への要請といたしまして、地方創生推進に向けてU I Jターンによる移住促進に係る事案への重点的な交付金の採択を要望している、そのような経過があります。

以上です。

○議長 長 答弁が終わりました。田村議員。

○田村議員 それでは、2番目の少子化対策でございますが、全国的に見ても少子化対策は20年間大きな成果は出ていません。当市もしかりであります。また、過去30年間、世界は急速に成長しておりますが、日本はほとんど成長ができていないというふうに言われております。少子高齢化が急速に進んでいるからであります。市長は公約の中で、若い世代が安心して子育てできる環境づくりを進めますとありますが、当市にとっても若い世代の定住が直近の課題であります。トリアージをしっかりと考慮しなければなりません。市長の定住のためのシミュレーションを伺います。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 少子化問題は当市のみならず全国的な課題となっておりますが、若い方が滝川市に住み続けていただくためには、安定した地元企業等に就職をし、住みよい環境で生活基盤を構築し、安心して出産、子育てを行っていただく環境づくりを進めることが重要であるというふうに考えております。本市におきましては、地元企業への就職促進を目的に、中空知5市5町で構成される定住自立圏構想推進会議の事業として、平成29年度より圏域内の高校2年生及び國學院大學北海道短期大学の学生を対象とした合同企業説明会を開催しております。また、本年度からは3市1町、芦別市、赤平市、滝川市、上砂川町でございますが、この3市1町と連携し、中空知、NAKASORAにこよう！プロジェクトを立ち上げ、高校生及び短大生に地元で働くことの意義を知る機会を創出し、地域を支える働き手の確保を目指す取り組みも開催したところでございます。

第1期総合戦略におきましては、戦略策定前の平成26年度13.4パーセントだった市内就職率を令和元年度に20パーセントとすることを数値目標として掲げておりましたが、平成30年度において25.3パーセントとなり、これまでの取り組みにより地元就職促進に一定の効果があったと考えております。現在第1期総合戦略における取り組み成果を踏まえ、次期戦略の策定に向け作業を進めているところでございますが、引き続き市内における雇用創出に取り組み、高校生及び短大生の地元就職促進を図りながら、結婚、妊娠、出産、子育て、教育といったステージごとに切れ目のない施策の構築を目指してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 答弁が終わりました。田村議員。

◎2、市民行政

1、滝川市に居住する外国人の実態について

○田村議員 それでは次に参りますが、2番目の市民行政、滝川市に居住する外国人の実態についてお聞きをいたします。

1番目の国別の男女別人口と世帯数、20歳未満と20歳以上の人数、滞在年数等を伺います。

○議 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 滝川市の住民基本台帳に登録している外国人は、本年10月末現在で、ベトナムの方、男28人、女9人、合計37人、韓国、男8人、女6人、合計14人、モンゴル、男3人、女9人、合計12人、フィリピン、男3人、女9人、合計12人、アメリカ、男7人、女4人、合計11人など14カ国から男性63名、女性52名、合計115名で、世帯数は100世帯となっております。昨年ご質問いただいたときと比べると16人の増となっております。年齢が20歳未満の方は8名、20歳以上の方が107名となっております。滞在年数につきましては、申しわけありませんけれども、把握してございません。

○議 長 答弁が終わりました。田村議員。

○田村議員 それでは、次の2番目ですが、外国人の職業及び生活実態であります。

滝川市に居住している外国人のそういうものを把握していると思うのですが、わかったらお知らせ願います。

○議 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 職業につきましては把握できていませんので、外国人の在留資格で答弁させていただきます。

外国人住民登録者115名のうち、永住者が33名、残り82名のうち、最も多いのが技能実習で33名、次いで技術・人文知識・国際業務が13人、教育が11人、家族滞在と研修がそれぞれ7名などとなっております。生活実態の細かいことにつきましては、把握できておりません。

○議 長 答弁が終わりました。田村議員。

○田村議員 それは、次の3番目で外国人のトラブル等の実態についてであります。文化や環境、また近年問題となっている危険ドラッグやタトゥーの問題等々、いろんな企業に来ても失踪事件等も起きております。滝川においてはそういうトラブルになるような事案が発生しているか発生していないかを伺います。

○議 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 市の市民課初め窓口等で外国住民の方におけるいろいろトラブルについて確認したのですが、住民登録時において例えば言葉によるトラブルというのは、ご本人が日本語がしゃべれる場合と技能実習の場合などは通訳の方あるいはコーディネーターの方が付き添われておりますので、そういったトラブルはございません。また、窓口的な職場に幾つか確認してみたのですが、外国人のトラブルというものはないというふうに確認しております。

○議 長 答弁が終わりました。田村議員。

○田村議員 これは参考までにお聞きしますが、以前警察なんかがふれあいの里等に行ったときに結構タトゥーを入れている人がいるよという話を聞いてございます。そんなことで、滝川に在住している115人のうち、そういう方がいるのかいないかをお聞きします。

○議長 長 田村議員、今の質問は個人的な内容で、市がそれを把握するというのは困難なことかと思えますけれども、答弁はできませんよね、それは。わからないです。多分今の内容はちょっと答弁できないかと思えます。田村議員。

○田村議員 それでは、今のは取り消します。

◎3、建築行政

1、市営住宅について

それでは、次の建築行政に移りますが、市営住宅についてであります。市営住宅は、今滝川ガスが指定管理者となっておりますが、おおよそ1,800世帯等があるというふうには聞いておりますが、その世帯の空き家率をお聞きます。

○議長 長 答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 市営住宅の空き家率についてですけれども、令和元年10月末現在で管理戸数1,817戸でございます。そのうち、団地再編事業に伴います政策空き家として東団地75戸、開西団地86戸の計161戸となっております。入居可能な住戸は1,656戸となっております。入居している戸数といたしましては1,438戸となっております。入居可能戸数に対する入居率につきましては86.8パーセント、空き家率については13.2パーセントとなっております。

以上です。

○議長 長 答弁が終わりました。田村議員。

○田村議員 それでは、次の2番目に移りますが、孤独死及び自死の件数、男女別、年齢等の実態把握はどうしているかをお聞きます。とりあえず先にそれをお聞きます。

○議長 長 答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 市営住宅での孤独死及び自死の件数、男女別、年齢等についてこちらで把握している過去3年間の件数といたしましては、令和元年度は11月末時点で3件、孤独死が2件、自死が1件。平成30年度は4件で、4件とも孤独死でございます。平成29年度は5件で、5件とも孤独死となっております。そのうち孤独死については、全件病死であり、65歳以上の高齢者となっております。男女別につきましては、男性5名、女性7名となっております。実態把握には知人、近所、自治会、町内会等から、チャイムを鳴らしても反応がない、住戸の電気がつき放し、または最近見かけない、ポストに郵便物や新聞がたまっているなどの連絡が滝川市や指定管理者に入り、その者に接触しようとしても返答がない場合に保証人や身内または警察に連絡をいたしまして、立ち会いのもとその者の住戸に立ち入り、発見するケースがほとんどでございます。市営住宅は、空き家になりますと入居希望者に順次紹介しておりますが、その部屋での過去の死亡履歴は紹介時において入居者に説明する重要事項と考えております。今後につきましても死亡の時期や原因を含め、実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 答弁が終わりました。田村議員。

○田村議員 やはりいろんな死亡事件、事故、思ったより実は多いというふうに思います。それで、

次の方が入るためにこの説明をしっかりとしているということでございますが、その説明は部屋に入れる場合何年ぐらい、告示というか、公示というか、説明を入れているのですか。

○議 長 答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 今のご質問でございますけれども、部屋での過去の死亡履歴は、紹介時におきまして入居者に対し説明するように努めております。入居者の入れかわりにより何代前まで説明をしていくということにつきましては、今のところ厳密な定めはございませんので、民間の状況等をお聞きいたしまして参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。田村議員。

○田村議員 実は、この問題を弁護士に聞いたことがあるのです。今のところ時効はないということです。それと、例えば札幌だとか東京の大都会、こういうところでは家賃を例えば半額ぐらいにして、そういう事情であってもいいという、安ければ入りたい人がいるというようなことも聞いてございます。民間アパートなんかもそうだと思うのですが、俗に言う事故物件、こういうものに対してはそういう政策をとらないとなかなか入れないというようなことがあるので、政策としては何もないようなのですが、指定管理者等もよく考慮して、それはどうしたらいいのか、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。本当はこれに対して答弁も欲しいのですが、無理だと思うので、ぜひ何かの機会にそれを言っていただきたいと思います。

○議 長 田村議員、検討程度のご質問はされないほうが。

○田村議員 それでは、その答弁を求めます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 今いろいろご質問がありまして、多分厳しいのではないかというお話でございます。家賃につきましては、公営住宅法に基づいて決定している部分でございますので、減免等についてはなかなか実際行うことができないと、現状ではそのように考えております。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。田村議員。

◎4、病院行政

1、市立病院経営について

2、コンサルタント会社の経営改善について

○田村議員 それでは、4件目の病院行政に入ります。

1の市立病院経営についてであります。滝川市立病院の基本方針であります最良な医療を継続的に提供するため、経営に対する検討を常に行い、迅速な対応と意識改革に努め、経営の安定を図るということが基本方針に書かれております。そこで、直近3年間の他の病院からの紹介状による患者数及び診療科目について伺います。また、直近3年間の滝川市立病院からの紹介状により他の病院へ移った患者数と主な診療科目を伺います。

○議 長 答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 他の病院、診療所からの紹介状による患者数ですが、診療の紹介と検査の紹介を合わせ、平成２８年度２，５６２件、平成２９年度２，５２９件、平成３０年度２，４８２件となっており、毎月平均２００件ほどの紹介をいただいております。過去３年間では画像検査の紹介の減少などにより若干の減少傾向となっておりますが、診療の紹介件数はほぼ横ばいで推移しております。なお、検査の紹介につきましては、平成３０年からエコー検査の受託を新たに開始し、患者確保に努めているところでございます。また、主な診療科は、内科が全体の３割強を占めており、次に整形外科が全体の２割弱、外科、泌尿器科と続いております。整形外科及び外科については、近郊自治体病院の医師撤退などの影響に伴い、増加傾向にあります。

滝川市立病院から紹介状により他の病院へ紹介した患者数ですが、平成２８年度２，６００件、平成２９年度２，６７７件、平成３０年度２，７０６件となっております。主な診療科目は、内科が最多で、呼吸器内科などの専門的な課への紹介以外に、あと長期療養型病院への紹介が多くを占めております。内科以外の診療科目は、産婦人科、形成外科、脳神経外科、胸部外科など当院にない診療科目が多い状況でございます。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。田村議員。

○田村議員 これは、紹介状を発行した、あるいは逆に戻ってきた等々があるのですが、この場合例えば滝川から紹介をして他の病院に行くと、他の病院である程度治療して、また帰されるというようなことがあるのでしょうか、あるとしたら何件ぐらいあるのですか。

○議 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 当院からの紹介状により他の病院へ紹介された患者がその後当院に戻り、再度診療を受ける件数は、当院地域医療室で把握できた範囲では年平均５０件ほどとなっております。当院から紹介状により他の病院へ移った患者のうち、８割ほどが当院にない診療科目の対応が必要な患者や当院で治療が難しい疾患の患者で、残りの２割が紹介をいただいた医療機関に戻すパターン、あと長期療養型への転院となっており、診療所等のかかりつけ医が紹介するような紹介後に当院に戻ることを想定して紹介するケースは少ないと言えます。

以上でございます。

○議 長 答弁が終わりました。田村議員。

○田村議員 病院においては何とかしたいという気持ちで質問するわけですが、せっかく立派に建った病院ですので、ぜひ黒字経営まで持っていきたいというような格好も含めて質問しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、次の２番目ですが、看護師の勤務実態、日勤でもなかなか帰れなくて翌日になるとか、また食事もできないとかで、滝川市立病院はブラック化しているというようなことも言われていますが、そういうことについて見解をお伺いします。

○議 長 答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 田村議員ご指摘のように、日勤者が深夜まで帰れないというような実態があることは把握しているところでございます。数年前に比べ高齢者や認知症の入院患者が多くなって

おり、看護やケアにかかる時間がふえていることも超過勤務時間が多くなっている要因の一つとなっております。また、勤務終了が遅くなるケースといたしましては、午後に緊急入院があった場合などがございます。この場合看護師の日勤者は医師指示が出てからその指示対応をして、記録を書くこととなります。通常担当医は外来診察を終えてから入院患者の指示を出すこととなりますので、指示を出せる時間も遅くなります。緊急入院が午後に複数名あった場合など、勤務終了が多くなるケースが見受けられております。

そのような状況を改善するため、ことしより内科の複数主治医制を一部導入したところであり、効果があらわれてくることを期待するものでございます。また、薬剤師の病棟配置、入院支援担当の配置などを行っており、看護師業務の負担軽減に努めているところでございます。現在はコンサルタント会社も入り、看護師が現状行っている業務のうち看護師でなくてもできるものを他の職種に移行できないかの検討を進めているところでもございます。また、私どもとしていたしましては最大の負担軽減は看護師の増員であると考えており、看護師確保と看護師の離職対策の有効な方策について市と協議を進めているところでございます。今後とも看護師の確保対策、看護師業務の負担軽減に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長 答弁が終わりました。田村議員。

○田村議員 ブラック病院化していると言う意味を実は聞きました。どうしてこんないい病院をそういうふうにするのだと。そうしたら、事務局は理想論ばかり言っていると、理想論はわかるけれども、実際はそうではないということを言われました。そして、それではどういう不満があるのだと、どういうところが悪いのだということで、私のところにいろいろと言ってきたのを何ばか箇条書きにしましたが、年配のドクターが多過ぎる、そして若いドクターは1年ですぐかわってしまう。そうすることによって患者の信頼がなかなか得られていないのではないかと。名医がいらない。要するにスター医者がいればもっといいPRができるのになというふうな方もおりました。すなわち病院に売りが無いのではないかと、滝川の病院の宣伝が下手でないかということでもあります。また、ドクターの協力体制が悪い、看護師が少ない。これは前から言われていることでもあります。また、患者も高齢者が多いため、ナースコールが多過ぎると、対応するために食事もとれないし、休憩もとれない。その疲れがストレスにもなるということを言っております。風評が悪いためにほかの病院に行く、これだけはぜひとめたいと思いますが、こういういろいろと苦情が出ていることに対してどういうふうに感じますか。

○議 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 議員さんがご指摘のあった数点については、一部については事務局のほうにも耳に入っております。ただ、例えば名医がいらないとか言われましても、名医を呼んでくるのは大変なことですし、若い先生が1年でいなくなるというのも、これは医局人事で、3医育大学に医者の派遣をお願いしているところですので、それも何ともしがたいところがございます。あと、高齢者が多いのも、では高齢者を入院させないかといえ、そういうことにもなりません。それで、先ほど申しましたけれども、事務局といたしましては看護師さんの負担軽減のためには看護師の増員が最大の負担軽減策だというふうに考えておりますので、その辺について今市と協議しております。

ので、その辺をなるべく早い段階で対策を打っていききたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 答弁が終わりました。田村議員。

○田村議員 それでは、次の3番目にいきますが、看護師の退職のうわさが絶えないが、看護師の意見を聞く、またはアンケートをとるというようなことが必要と思いますが、そういう考えを伺います。

○議 長 答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 看護師から意見を聞いたりアンケート調査をしたりということは随時実施してきており、業務改善アンケートや年2回実施している人事評価の個人面談などで意見把握に努めているところでございます。また、本年度からコンサルタント会社が入っておりますので、5月にアンケート調査、6月に各職場ヒアリング、7月に各病棟数名の個別ヒアリングなどを実施してきております。5月に実施したアンケートは業務改善と収益増や費用削減にかかわることが主な内容でしたが、7月に行った個別ヒアリングは若手看護師が退職していく要因を洗い出すことを目的に実施したものでございます。8月以降も看護師の離職防止や採用確保に向け、コンサル会社と看護部の打ち合わせを毎月実施しているところでございます。職員の意見を把握し、離職対策に生かすことの重要性は私どもも十分に認識しており、早期に有効な看護師の離職防止対策、採用確保対策が講じられるよう、先ほどもご答弁したとおり市とも協議を進めているところでございます。

○議 長 答弁が終わりました。田村議員。

○田村議員 今アンケートをとっているというようにございしますが、そのアンケートの中でドクターの指示出しが遅いというのがあると思うのです。ですから、看護師さんにいろいろ聞くと、看護師さんのほうがこれはこうだというのがわかっている。若いお医者さんより看護師さんのほうがわかっているというような状態で、いらいらしている。そういうことも含めて看護師さんの不安が上昇している。というような現状でないかなというふうに思います。今の現状を看護師さんのアンケートの中の1項目でも取り上げながら改善していくとしたら、第一に何を取り上げますか。

○議 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 今のお話ですが、現在コンサル会社と毎月、看護部のほうで何が有効な看護師の不満防止だとか離職対策になるのかというのを検討しておりますので、その中でできるものから手をつけていくということになるというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 答弁が終わりました。田村議員。

○田村議員 それでは、次に行きますが、4番目、これは確認もしたいわけですが、准看護学校は医師会でやっていたのですが、10年ぐらい前からこれは休止して、そのままになっているというふうに思います。また、高等看護学校は市立病院と理解しておりますが、市立病院というのは滝川市ということです。それでいいのかどうかを先に確認いたします。

○議 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 滝川市内の准看護学校は、滝川市医師会立準看護学院が平成20年3月で閉校しており、現在はございません。閉校となった主な要因といたしましては、産婦人科の実習先や教員の確保が困難になったことなどというふうに聞いております。滝川市の高等看護学院は、滝川市立でございます。市立病院の附属ではありませんが、運営に当たっては市立病院が密接に関与しております。高等看護学院が入っている建物の老朽化が著しいため、高等看護学院のあり方については市と協議を進めていくことにしております。

以上でございます。

○議 長 答弁が終わりました。田村議員。

○田村議員 このアンケートの中にもきつとあると思うのですが、高等看護学院のどこが悪いのかと聞いたところ、まず言われたのは看護師を育てる学校でありながら余にもぼろ過ぎるということがありました。それと、指導も万全でない。この際高等看護学院を建てかえて、全国から学生を集めるように方向転換すべきだというような意見もございました。なお、滝川の高等看護学院は約1億円で運営をされているようでございますが、看護師は厚生労働大臣の国家資格ということであります。これを取るために全国から看護師さんの学校に入れて、卒業生はなるべく市立病院に就職してもらおうというふうに持っていったらいいと思うわけですが、ちなみに深川市では築47年の市立高等看護学院を移転し、建てかえるそうであります。2021年完成の予定で、10億円規模ということでございますが、滝川でも建てかえを考える時期ではないかと思いますが、これは市長にお伺いをいたします。

○議 長 答弁を求めます。市長。

○市 長 先ほど来病院の事務部長のほうからいろいろお答えをしておりますが、確保対策、離職防止、いろいろな考え方があるわけございまして、高等看護学院のあり方というのも一つの大きな課題だということは認識しております。現在コンサルタント会社等々を含めて経営改善計画をつくる中においても一つの大きなテーマというふうに認識しておりまして、今後いろいろと議論を重ねていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。田村議員。

○田村議員 それでは、次の5番目にいきますが、休止病棟、今5階の44床、これを長期療養型にしたほうがいいのかというふうに思うわけですが、その下に括弧して、浴室もあり、デイケアにも使えるので、民間への貸し出しも考えてはどうかというふうなことでございますが、お考えを伺います。

○議 長 答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 現在病院の健全化に向けて、市は分析支援業務をコンサルタント会社に委託しているところでございます。コンサルタント会社からは、収益改善に向けて休床病棟を地域包括ケア病床として再稼働を目指す方向性を現在のところ示されているところでございます。私ももといたしましても、その方向性が望ましいのではないかと考えております。ただ、中空知地域医療構想では急性期病床と慢性期病床が過剰であるとして大幅に減少する計画になっておりま

す。一方、回復期の病床はふやすというふうな格好で構想が計画されております。急性期病床を回復期病床である地域包括ケア病床とすることは国や道の理解も得られるものと考えますが、療養病床などの慢性期病床とすることは地域医療構想の方針にも沿わないことになりますので、なかなか難しいのではないかなというふうに考えているところでございます。議員のご意見も参考にさせていただきたいと思いますが、休床病棟のあり方については専門知識を有したコンサルタント会社が分析に基づき示す方向性を踏まえ、市とともに検討していくことになるというふうに考えております。

○議長 長 答弁が終わりました。田村議員。

○田村議員 それでは、次の6番目ですが、コスト漏れや未収金の実態、金額と回収のためにどのような努力をしているかお伺いします。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 医療費のコスト漏れですが、外来や病棟における診療行為のシステムへの入力漏れや医療費計算時の算定誤りなどにより、これは把握できた範囲ですが、年間で10万円程度発生しております。再発防止策といたしましては、漏れの内容をまとめたものを毎月の会議で報告し、漏れが発生した部署へフィードバック、医療費算定内容の定期的な精度調査などを実施しております。医療費の未収ですが、過年度未収金の金額は平成28年度2,707万9,147円、平成29年度2,334万1,262円、平成30年度2,092万4,198円と減少傾向となっております。未収金回収につきましては、督促業務専門の嘱託職員を配置し、日常的に電話、郵便、訪問などの督促を実施するとともに、それでも支払いに応じない悪質な未収につきましては平成27年から債権管理回収事業者に委託を行い、対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 答弁が終わりました。田村議員。

○田村議員 この未収金の中に外国人の方の未収額はあるのか、ないのか。それと、今後数年の間にはフレイルとなる人が3.5倍になるというふうに言われております。その場合、むしろ未収金が増えるのではないかなというふうに思うのですが、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 外国人の未収については、申しわけございません、ちょっと把握しておりません。あと、未収の関係なのですが、基本的に外来の場合ですと未収は余り発生しないこととなります。薬の処方箋がもらえないので、そこでお金を受け取れるので、そんな大きな未収はありません。ただ、入院の場合は入院時の支払いになるので、そこで大きな未収が発生してくるという格好になりますが、入院当初からいろいろ関係者等々、そういう可能性があると思われる方は打ち合わせを行いますので、それで未収をなるべく防止していく格好になるのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長 長 答弁が終わりました。田村議員。

○田村議員 それでは、次のコンサルタント会社の経営改善等についてでございますが、コンサルタント会社のトーマツの経営改善の報告書がおくれていますが、1月ごろというようなことはうわ

さでは聞いておりますが、この報告書が完成するのはいつごろなのですか。

○議 長 答弁を求めます。総務部次長。

○柳総務部次長 コンサルタント会社からは、今年度先行して取り組むべき事項として入院収益増加に向けた患者の確保、医師、現場職員を巻き込んだ経営管理体制の構築、看護師確保策の推進について提案があり、9月末の議員説明会でもこの提案があったことについてご報告したところです。これらについては、計画策定を待たずに先に進められることとしてコンサル担当会社と市、病院と協議を重ねているところですが、医師との調整が必要な部分について今時間がかかってしまっているという状況でございまして、現在のところ1月末をめどに成案となるよう作業を進めているところでございます。

○議 長 答弁が終わりました。田村議員。

○田村議員 この場合は、おくれてもこの設計委託料の1,500万円はそのままなのですか。

○議 長 総務部次長。

○柳総務部次長 調査につきましては年度内での策定ということになっておりますので、委託料が変わるということはありません。

○議 長 田村議員。

○田村議員 それでは、次に移りますが、コンサルタント会社と市立病院はうまく連携がとれていないのではないかというふうな声が病院の中から非常に聞こえてきます。実際うまくいっているのか、あるいはまずい点があるとか、そういうことも含めておこなっているのではないかとということもうわさされていますが、実態を聞きます。

○議 長 答弁を求めます。総務部次長。

○柳総務部次長 コンサルタント会社との連携についてですが、コンサルタント会社は月1回から2回のペースで来院し、入院収益の増加に向けた患者確保策や看護師の離職防止、確保に向けた取り組みについて、市立病院事務部や看護部との協議に行財政改革室も参加して議論を継続的に進めておりまして、お互いに連携しながら計画策定の作業を進めているところでございます。今回の経営改善計画に当たっては、市長、副市長、あと院長、副院長のトップレベルの情報交換、そういったこともこれまで以上に進めておりまして、こういった連携もしながら取り組んでいるところではございます。市立病院におきましては、これまでも経営改善計画をもとに経営努力をしてきており、今回は市全体で行財政改革により繰出金を増額し、病院の赤字を解消して黒字化に向けていくと、それを市と病院が一体となって思いを一つにして取り組んでいくものということで進めておりまして、医師の皆さんを初め、病院職員としっかり連携して経営改善に取り組んでいきたいというふうと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 答弁が終わりました。田村議員。

○田村議員 それでは、次に行きますが、コンサルタント会社の管理職を集めた説明会に市立病院の事務部長は出ていますが、医師は一人も出ていないということを聞いておりますが、この実態をお聞きします。

○議 長 総務部次長。

○柳総務部次長 コンサルタント会社が参加した説明会につきましては、これまで1度ございました、4月24日のキックオフミーティングに院長と両副院長に出席していただいております。あと、このほか行った説明会につきましては、コンサルタント会社が滝川にいない日程でありましたけれども、4月、7月、10月の3回、病院の管理職員を集めた管理者会議の中で行財政改革推進室の職員が経営改善計画に関する説明を行っております。この会議は、医師は院長のみが出席対象ということで、10月につきましては院長が札幌に出張とちょうど重なったということで欠席されることがわかっておりましたので、前日に院長に対して説明を行っております。コンサルタント会社から医師に対する説明としましては、7月と8月、計画の中間報告と先ほど申し上げました先行取り組みの説明を院長と両副院長に対して行っております。また、8月に診療部長以上の医師を含む病院の幹部職員による事業運営会議というのがございまして、その中で3つの先行取り組みについて説明し、9月には各診療科のトップの医師に対して経営改善に向けたヒアリングを個々に行って、10月の事業運営会議の中でヒアリングの経過報告と今後の計画の進め方の議論を行っていただいております。本計画に医師が全くかかわっていないということではございませんで、適宜医師に説明と調整をしながら進めているところでございます。

○議 長 田村議員。

○田村議員 市長にお聞きしますが、この大事な会議に市長は何回ほど出席されたのですか。そこで議論されたのは主にどういうことだったのですか。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまのご質問でございますが、7月に1度、この会議の冒頭にご挨拶をさせていただき、会議に参加をさせていただきました。その他につきましては、適宜メンバーで行っておりますので、私は出席はしていません。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。田村議員。

◎5、滝川屯田移住記念碑

1、滝川屯田移住記念碑について

○田村議員 それでは、件名5番目に移ります。滝川屯田移住記念碑についてであります。毎年7月1日に滝川市政功労者の碑と一緒にこの屯田兵の遺徳を顕彰していますが、建立者はどこかということを伺いたいのですが、実はあの碑には、滝川神社境内にあるわけですが、滝川屯田移住記念碑として大正14年5月に建立とあります。建立者は当時の滝川町長、ほか発起人有志とありますが、実際の権利者、所有者というか、所有権者というか、それはどこにあるのですか。

○議 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ご質問いただきました滝川屯田移住記念碑につきましては、記録によりますと滝川兵村に入植した440名の屯田兵の功績を後世に伝えるべく、当時の滝川町長が発起委員会委員長として中心的な役割を果たし、広く寄附を募り、大正14年5月に滝川神社境内に建立されたものでございます。この記録から、個人を初め民間等からの寄附金を募る中で有志によって築かれた碑で

あるということで認識をしているところでございます。

以上です。

○議長 長 答弁が終わりました。田村議員。

○田村議員 私が聞いているのは、記念碑が建立されているのはわかるのですが、この記念碑の所有権者は誰かということを聞いているのです。所有権者はいないのですか、幽霊ですか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 所有権者といいますか、碑を確認しますと建立者という形になっておりますので、滝川町長、ほか発起人有志という記載があるのみで、滝川市だけで建てた碑ではないという部分はありますが、先ほど答弁で申し上げましたとおり、建立した経緯の中で寄附をいただいた方々の有志で建立したということで把握をしているということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 これは、非常に大事な問題だと思うのです。それで、今の答弁ですと誰も責任がないのです。誰も責任がないようなものが滝川神社に建立されていていいのかどうかということです。これは、今は滝川屯田兵遺徳顕彰会というのがあって、そこでもって若干の草刈りだとか、お金のからないようなことは若干しています。しかし、全て高齢であって、今後これはできないだろうという状態になってきています。今滝川市の墓地、お墓等についても墓じまいという言葉がはやっているぐらい、後継者がいないという状態です。この屯田碑も今のうちにはっきりしておかないと、例えばあれは結構高い塔ですから、いつ倒れるかもわかりません。そういう場合に誰が常時管理をし、維持をし、責任を持つのかということが大事だと思うのですが、市長もその部類だと思うのですが、ぜひ市長のお考えをお聞かせください。

○議長 長 田村議員、今の質疑に対しましては2番の要旨、今後のということに関連しているので、2番の要旨に入っていると理解してよろしいですか。

○田村議員 いいです。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 市長にということでございますが、要旨2という部分でご理解をさせていただいて、私のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思います。

今後の管理の考え方も含めてということで、先ほど答弁させていただいた建立の経緯から、厳密に言えば滝川屯田移住記念碑を市が一時的に維持管理すべき公有物としての位置づけで考えることができないというふうに、先ほどの答弁でもちょっとお話をさせていただいておりましたが、そういう認識をしておりますが、この記念碑の建立に当たっては当時の町長が中心的役割を担っていたこと、さらにはこの記念碑の歴史的意義などを踏まえ、市といたしましても例年、議員からお話がありましたとおり、7月1日に市政功労者慰霊の碑及び屯田兵移住記念碑への献花式を実施していることから、碑の周辺の草刈りを含め、周辺環境の維持に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、過去に、この碑のみならず文化財の石碑等の質問も本会議の中で東元議員からもありまし

たけれども、その際にも答弁があったとおり、碑の中には行政が建立したもの、各団体、協賛会とかそういった団体等が建立したものが幾つかありますが、今後議員がおっしゃられたとおり、老朽化ですとか危険性とか、そういったこともやはり考えられますので、そういった石碑の状況なども見ながら、緊急性等も鑑みながら、都度適切にその管理のあり方については議員のご意見も踏まえながら対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。田村議員。

◎6、教育行政

1、スキー学習について

○田村議員 それでは、次の教育行政に移りますが、スキー学習についてであります。

歌志内市のかもい岳スキー場の閉鎖により、今後の影響とスキー場の確保ができているのかということですが、昨年カムイリンクス、そっち岳スキー場等々を利用しておりますが、ことしの計画はどうなっているかお聞きします。

○議 長 答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 スキー学習についてのご質問でございますけれども、スキー学習はこれまで歌志内市のかもい岳スキー場と新十津川町のそっち岳スキー場の2カ所で行ってきておりますが、かもい岳スキー場につきましてはことし2月、閉鎖というものを受けまして、その代替としてことしのスキー授業については旭川市のカムイスキーリンクスを予定しており本年はカムイスキーリンクスと先ほど申しあげましたそっち岳スキー場の2カ所でスキー学習を行う計画となっております。なお、カムイスキーリンクスの利用に際しては、無料休憩所の他校との共同利用ですとか、レストランでの一般客の優先などの利用上の留意事項は示されておりますけれども、スキー学習そのものの受け入れについては基本的に問題ないことを確認しており、スキー場の変更による学習内容への影響等はございません。

以上であります。

○議 長 答弁が終わりました。田村議員。

○田村議員 これは、今までとスキー場の環境が変わるということで、例えばかもい岳スキー場だと車で行っても20分ぐらいかな、ところが旭川のカムイリンクスまで行くともっとかかるというようなことで、教科にあります10時間の中で実際に学習できるのは数時間と、二、三時間、そのような状態で果たしてスキー学習と言えるのかどうか。その時間的な補充は考えていないですか。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 ただいまのスキー場を変更したことによる時間的な影響でありますけれども、スキー場への移動は各学校ともバス利用で行っておりまして、昨年までのかもい岳だけにつきましても結構な時間がかかっておりました。カムイスキーリンクスは旭川方面に向かいますけれども、そんなに大きな時間的な損失はないと考えておりまして、おおむね今までどおりの指導内容でできるものというふうに考えております。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。田村議員。

○田村議員 それでは、次の要旨2番目に移りますが、雪国に住んでいてスキーの楽しさを教える。それは、低学年へ底辺の拡充であります。滝川市は、生涯1スポーツ等というようなことを大々的に公約したこともあります。そんなことから、ぜひ低学年のうちに雪国にいるスキーの楽しさ。雪国は6カ月は冬なので、そういうようなことを考えた場合にもっともっとスキー指導には力を入れるべきだというふうに思いますが、今は年2回ですか、冬の間。そういうようなことから、小学校及び中学校のスキー学習の回数をふやす考え、そしてそれに対する指導方法について伺います。

○議 長 答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 ただいまのスキー学習の回数増のことについてのお答えでありますけれども、スキー学習の実施回数についてですけれども、体育に限らず全ての教科における細かい取り組み内容につきましては、各学校においてその内容一つ一つに時間数が設定されておりまして、それを積み上げ、年間通して配置したものが各教科の年間指導計画ですとか単元配当表という形でそれぞれの学校で示されております。学習指導要領におきまして、例えば小学校6年生の体育科の総時間数は年間90時間と定められておりますが、そのうちスキー授業にはほかの取り組みと比べても決して少なくないおおむね10時間ほど押さえております。そして、多くの学校では、その10時間を先ほどご指摘のとおり2回程度に分けて実施する計画としております。なお、ちなみにスキー以外の学習内容で言いますと、水泳だと3時間、マット運動に6時間、表現ですとかそういったものに7時間と、学校によっても多少違いはありますけれども、ある学校の例ではそのようになっております。

ご質問いただいておりますスキー学習の内容の回数をふやすことについてですけれども、回数をふやしますと当然その他の体育の内容の時間が減ってしまうことにつながりますので、そのためできるだけ効率的にまとまった時間で取り組めるように配慮しておるところであります。また、指導方法につきましては、引率する各学年の担任教諭や体育の先生とあわせまして、滝川スキー協会会員様のご協力もいただきながら、児童生徒の実態に応じて、議員ご指摘のとおり、スキーの楽しさですとか、そういったものを低学年からも味わえるように児童の状況に応じた形で指導しているところでございます。

○議 長 答弁が終わりました。田村議員。

○田村議員 体育の時間90時間のうちの10時間というのはわかっています。それで、10時間びっちりやるのならいいのです。ところが、移動時間も含めて、実際は1日にやるのは二、三時間というようなことで、10時間のうち二、三時間では話にならないでしょう。そういうのを含めて、どうかでもう一日ふやすというような方法をつくるべきだと思うのですが、北海道にいて雪国だというのはもっともっと認識すれば、スキー教育に力を入れようというのも大事なことでありますし、過去においても滝川からオリンピック選手が出たり、あるいは赤平からはジャンプの選手が出たりしているのです。低学年のうちにそういうことをやっていかないとだめなのです。ですから、教育

委員会が決まりどおりこうだというのではなくて、もっともっと地元のことを考えて、子どもたちのを考えて変えていくべきだというふうに思いますが、その見解を求めます。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 体育のスキー学習の内容の充実についてでありますけれども、議員ご指摘のとおり、雪国に暮らす子供たちにとってスキー学習というのは非常に有意義なものであるということとは当然のことだと思います。移動の時間等の指摘もありましたけれども、そういった時間になるべく少なくなったり、また実際にスキー場へ行っての指導がより効果的に児童に合った形で展開されるよう、今後も学校のほうへ情報提供、指導等を続けていきたいというふうに考えております。

○議 長 答弁が終わりました。田村議員。

○田村議員 それでは、もうお昼で、そろそろやめなければならぬという時間になってきましたが、再質問をしたいのですが、教育長にお伺いします。

滝川スキー協会のインストラクターが去年、ことしと十二、三名でもって百三十五、六時間、授業に支援をしております。そんなことから、教育長はこういうスキーに力を入れるまち滝川だというようなアピールをしたらいいと思うし、そういうことを教育長の会合なんかでも北海道の立場として強く言うべきだと思うのですが、お考えをお聞きます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 スキー協会の皆さんのご協力には心から感謝しています。今アピールというお話が出ましたが、北海道としてというのはそういうことはなかったのですけれども、空知とかそういった中では、教育長会の中でも、スキーというものの重要性というか、社会性の育成とか、さまざまスキーの効果を含めて続けていくべきという話は出ています。ただ、環境的にいろいろ問題があって全体的には縮小傾向にあるようですけれども、私としてはスキー授業の大事さというものを認識しているだけでなく、これからもそれをほかに広めていくということの中で声を出していきたいというふうには考えておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

○議 長 次の質問に入りますか。

○田村議員 はい。

○議 長 それでは、この辺で昼食休憩に入りたいと思います。再開は午後1時ちょうどいたします。休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 0時57分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

田村議員の質問を続行いたします。田村議員。

○田村議員 それでは、8ページの要旨3番目から質問させていただきます。

スキー学習指導の支援に対する謝金の実態についてでございますが、平成30年度は小中10校、指導員12名で136回の支援をしているということでございますが、ことしの教育委員会の支援

体制はどのようになっているのでしょうか。

○議長 長 答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 スキー学習の指導支援につきましては、滝川スキー協会様にご協力をいただき、各校1回のスキー学習に対し2名から3名程度の協会の会員の方に授業のサポートをしていただいております。1回につき1人2,000円の報償費をお支払いしております。滝川スキー協会様におかれましては、近年は実働される会員が減っているということも伺っておりますし、それによりご負担もふえてるという実情も踏まえまして、各種補助金等の模索も含めて今後報償費の増額についても検討してまいりたいと考えているところであります。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 再質問でございますが、今スキーインストラクター、滝川スキー協会は私も入っているのですが、二十五、六人、実際に動けると。そして、スキー学習に出ている人というのは十二、三人が現状であります。しかしながら、例えば今度会場が遠くなるとか、あるいは歌志内スキー場が破産したことによってスキー連盟をどこに動かすかという問題点も出ています。そんなことから、滝川が歌志内スキー連盟から外れて、例えば美唄のスキー連盟に入ったとか、いろんな状態が起きてくる可能性もないわけでもありません。そんなことから、ことしはもう冬になっているし、すぐスキー授業も始まりますので、昨年までは教育委員会から2,000円、スキー協会から500円を補助して1日2,500円という報酬を払っているのですが、ことしの教育委員会のほうの謝金は考えるでなく、ことしからどのようにするのか。2,000円なのか、2,000円を今言われたように少し上げるのか、その辺の見解をたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 謝金につきましては、これまでも同様にご質問をいただいております。私たちもできれば少しでも値上げをしてという考えもありますけれども、今現在新年度の予算編成の過程でありますので、そこはまだ申し上げられませんが、今現在は昨年同様というところで置いてございます。

以上です。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 それでは、最後の4番目に移りますが、学校において明確な学習要領が示されているのかどうかということであります。教育委員会というか、その関係のほうからスポーツに対する授業の時間等の割り当て、こういうのをいただいております。10時間ということも書かれています。この中ではどういう指導をされているかというのはわからないと思うのですが、教育委員会ではどういう指導がされているか把握しているのですか。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 各学校におけるスキー学習の指導内容についてでありますけれども、スキーに限らず、全ての教科について各学校で文部科学省で定める学習指導要領に基づいて指導計画が作成されているということは先ほど説明したとおりであります。今回のこのスキーの学習でいいますと、例えばある小学校の6年生の体育科の場合ですが、1月と2月にスキーを単元として計10時間を

割くと。そして、その取り組み内容につきましては、長いコースの斜面をシュテムターンやパラレルターンで滑るですとか、スケーティングやステップターンなどの技術習得の目標も明示されているところでもあります。また、これらの取り組み内容につきましては滝川市教育委員会にも報告されまして、指導、支援をいただく滝川スキー協会の方とも協議をしております。具体的には、スキー学習の実施の前に担当教諭から当日のグループ編成ですとか技術面の達成目標などについてファックスなどで連絡をし、共通認識を持つように努めております。文部科学省の学習指導要領では、内容の取り扱いとして、学校や地域の実態に応じて自然とかかわりの深い活動、つまりスキー、スケートなどですけれども、これを積極的に行うことに留意することと示しておりますので、各校とも児童の実態に応じてその学習内容を計画し、実施しているところでもあります。

○議 長 田村議員。

○田村議員 指導要領は、書かれているとおりなのです。ただ、これは実に大ざっぱ。それで、スキー協会のほうからは毎年こういうものを出しているのです。例えば1年生から6年生までどういう内容の授業を行うか。これは、スキー協会で指導員をみんな集めて、1年生はこうやろうと、級別でいけば4、5級、バッジテストでいえば4級、5級ぐらいの技能を教えようと、こういうふうに教えているのですが、こういうのはお持ちですか。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 議員今お示しのスキー協会の内容については、今現在手元にないところでもありますけれども、各学校では児童のスキーの実技の程度ですとか、それから経験等も多様でありますので、それぞれの学級の指導、それから児童の実態に応じて、その内容が適切に身につくように細かい指導方法について、先ほど申し上げましたスキー協会の方々と連絡を取り合いながらその内容について充実を図っているところだと認識しております。

以上です。

○議 長 田村議員。

○田村議員 これは、毎年こういうのを、私もスキー協会の会員ですから、こういうものをつくって、そして各先生に渡して授業内容を周知しているというのが実態なのです。またことしもつくるものですから、もし必要であれば教育委員会のほうでも持っていたほうがいいと思うのですが、必要ですか、必要でないですか。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 指導のために今後の参考とさせていただきたいと思いますので、そのような資料もいただけるとありがたいと考えます。

○田村議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして田村議員の質問を終了いたします。

柴田議員の発言を許します。柴田議員。

○議 長 議長のご指名をいただきましたので、会派清新の柴田でございます。以下、通告に従いまして質問をしてみたいと思います。

◎ 1、市民生活

1、街路灯の維持に係る今後の考え方について

初めに、市民生活についてお伺いいたします。実は、この項目は町内会の今後のあり方を問う内容でありまして、その一つとして今回街路灯の問題を提起させていただくということでご理解をいただきたいのですが、午前中の質疑では防災、あるいはまた孤独死の問題、現在の高齢化社会における見守りの問題等々が指摘されております。私も今二の坂1区町内会で町内会の会長をしているわけですが、役員の高齢化というよりは、もう超高齢化の時代になっているのではないかと考えております。市内各町内会を見ても80歳を優に超える皆さんが町内会の前線で活躍されている。しかしながら、その後のことを考えますと、極めて今後町内会のあり方について考えをめぐらせていかなければいけないという時期に差しかかっているのではなかろうかと、こういう前提に立っております。そういった意味できょう質問をさせていただきたいと思います。

街路灯の維持の問題で今回は質問させていただきます。街路灯のLEDへの切りかえ改修ももう終盤を迎えておりまして、来年度で大体終了するのではなかろうか、もうちょっとかかるのかな。財政負担も当然ありますので、進捗状況としては当初の思ったとおりに進んでいるのではないかと我々としては考えているところであります。そしてまた、町内会で負担している電気料金、低下が顕著であるということで、大変町内会にとっても貴重な施策であったと、そういう評価をしているわけでありまして。しかしながら、今後この街路灯の適切な維持管理を行っていく上で、今の町内会の役員の高齢化、超高齢化状況ですと本当にこの維持管理を日々適切に行っていくのかということについては、大変不安を抱えているのが市内の町内会の実態ではないかと考えております。

維持費の負担については、これは当然町内会が使用しているわけでありまして、町内会がその負担をするということについて私は今回ここで問題にするということではありません。問題はその維持であります。ここでご提案し、検討していただかなければいけないのではないかとと思われるのが市道の維持、除排雪等々を含めて組合方式で実は市道の維持等を行っているという現状を見ると、街路灯の維持管理、点検も含めて、この組合方式を導入して、その費用を各町内は当然負担をしていくというような、そのような形が今後検討できないかということを実は今回お聞きしたいわけでありまして。

町内会の問題としては、先ほども申し上げました。寄谷議員からのお話もありましたけれども、やっぱり災害対応という部分では町内会の負担というのが今後ふえてくるであろうと、さらに見守り、先ほど孤独死の問題も提起されましたが、見守りも、世代間の格差というのか、超高齢化の進みぐあいと、そしてまた働く皆さんが今後70歳あるいは75歳まで働くのだというような社会的な状況を考えると、本当にこの町内会の役割を果たしていけるのかという問題に必ず近々差しかかってくるだろうと私は考えております。そういった意味で、現在市においてどういうことを検討し、また今後検討していくのかということについてお尋ねをしておきたいと思います。

○議 長 柴田議員の質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 まず、街路灯についてですけれども、今町内会のご理解をいただきながらLED化、LED灯への切りかえを進めていまして、11月末現在で69.9パーセント、約7割、LE

D化の率となっております。数字は正確ではありませんけれども、5,800のうちの約4,000がLED化で、全部切りかえるまでもう少しかかると思っております。町内会における街路灯の維持管理につきまして今柴田議員から提案がありました。想定していたご質問よりも深く質問されているので、なるほどと思ったところもあるのですけれども、街路灯の維持のあり方につきましては、他の自治体の事例も参考にしながら勉強が必要なことだと思っております。市役所で今までできていたことというのは、町内会の方のご負担にならないようにできるだけ事務を簡素化したいというところでしたので、それについては引き続き検討しますけれども、根本的な維持のあり方についてまではまだ全然できていませんので、ほかの自治体、なかなか聞いたことありませんけれども、調べてみたいと思っております。

根本の問題であります町内会のあり方につきましては、近年大きな災害が発生してしまして、災害救助などにおける町内会の存在意義が、あるいは地域のつながりというのが再認識されておりますけれども、ご質問にありましたとおり、町内会の運営そのものにつきましては役員の高齢化、担い手不足など全国的な課題となっておりまして、滝川市でも同様な状況で、毎日のように町内会の方ぐらし支援課のほうに来て、いろんなことを相談ですとか打ち合わせとかをしております。ことし10月19日だったのですけれども、滝川市町内会連合会連絡協議会主催で「どうする町内会」という主に役員の担い手不足をテーマとした研修会がありました。講師の方からは、役員の担い手不足への対応として、役員の任期制のルール化、役員マニュアルを作成する、役員の輪番制を導入する、町内会アンケートをして活動の棚卸しをする、荷物を減らしていくということが紹介されました。それでも会の運営が難しいという場合は、町内会の再編や町内会同士の連携、あるいは民間企業との連携も考えていく必要があるのではないかというお話もありました。その後のワークショップでは、市内各町内会における課題を参加者同士で協議しました。今柴田議員がおっしゃられたようなことを皆さんやっぱり口にしておりました。その中では、他の町内会の取り組みを持ち帰って検討したいという意見が出されるなど、前向きで活発な議論も行われております。

町内会は、街路灯の維持、広報配布のほか、近年は高齢者の見守り、防災など多くの役割を担っていただいております。市と一体となってこれらの活動が進められています。こうした住みよい地域づくりのために、町内会は大変重要な必要な役割を果たしていただいております。来年2月には町内会の課題をテーマとしてまちづくり懇談会を開催し、町連協の方と市長とが意見交換する予定です。市としましては、研修会、懇談会、町連協の活動などを通じて町内会が抱える課題、さまざまな課題について解決できることもあると思いますし、直ちに解決することができないこともあると思いますけれども、ともに考えて支援していきたいと考えております。

○議長 長 答弁が終わりました。柴田議員。

○柴田議員 ちょっと深掘りして申しわけなかったのですが、これは街路灯の問題です。

それで、もう一つ部長に聞きたいのは、広報、くしくもの広報の話もしましたが、さまざま町内会の役割というのはあるのですが、新たに防災の関係が入ってくることになってくると、町内会の大きさ、私どもの町内会も400戸もあるのですけれども、500戸になんなんとする町内会も実はあると。まだまだふえてくるのではないかとこのお話も聞いていると。そういった

ところの一部の役員にそういった役割を持たせるということになってくると、これは本当に日常的な生活にまで影響を及ぼすようなことにもなりかねないかと思うのです。ですから、今回街路灯の問題を1つ提起をさせていただき、何らかの打開策を求めたいといったわけです。当然広報の配布の問題も今後出てくるだろう。ですから、そういうことに対して庁内的に横断しないとだめですよ。そういったことは今お考えがあるのかどうなのか、それだけちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 議員の皆さんはご存じだと思うのですが、市役所の内部で来年度以降の政策を協議する政策協議という場があります。私はその政策協議というのは案件がなくて出たことがなかったのですが、私の認識では初めてではないかなと思うのですが、ことし、もう終わったのですが、11月にやったのですが、地域コミュニティの課題と今後の対応についてという、まさにその町内会のあり方について、多分こういう議論をしたのは初めてではないか、市役所内部でテーブルに上げて議論したのは初めてではないかなと思っています。具体的な解決策まで至ったわけではありませんけれども、地域コミュニティを担う町内会の現状というのは、先ほど柴田さんがおっしゃられたように、これだけ高齢化、超高齢化、若い方は忙しくて役員なれない、定年も延びている。その中で、もともと親睦的な町内会から、いろんな広報や回覧版、街路灯の維持、清掃、排雪、子育て支援、災害、高齢者の見守りといろんな役割がふえていっていると、重過ぎるのだと。このままでは多分やっていけないのではないかとすることを市民生活部の議論の中で理事者と課題の認識だけはしております。

その中で近々我々として考えなければならないこととして、単位町内会に対してどういうふうに支援していけるのだろうかということは、答えは出ませんでしたけれども、例えば合併等の町内会支援というのが考えられるのだろうかとか、逆に町内会をもしかしたら小さくしたほうがやりやすいのではないだろうかという、そういうことも考えていかなければならないのではないだろうか。我々がやることではなくて、そういったことを支援するということをやっていかなければならないのだろうか。それと、我々行政側の施策としての広報の配布ですとか、コミュニティセンターの維持、運営、そういったことを役所の立場として町内会が受け切れなかったときのためにどうしたらいいのかということを考えなければならないということをややぐスタートしたところかなというふうに思っています。町内会は立派な地域の自治組織ですので、一生懸命頑張られている方から自治権を我々が強制的に引きはがすつもりは全くありませんけれども、町内会の皆さんを支援していくために汗をかいていきたいと考えております。

○議長 長 答弁が終わりました。柴田議員。

○柴田議員 意気込みが大変伝わった答弁だったので、次に参ります。

◎2、教育行政

1、デジタル教育の推進について

2、社会体育施設の維持について

教育行政についてお尋ねをいたします。先日、政府の規制改革推進会議において答申が出され、全国の小中学校、さらには高校に5年以内にデジタル技術を活用した教育環境を整えるよう求めた第5次答申が出たわけであります。これを受けて安倍総理は、パソコンやタブレット端末の児童生徒に対する1人1台体制の早期実現を目指すというようなことをおっしゃいまして、教育現場にデジタル教育を早急に進めていく、このような意気込みを示されたわけであります。しかしながら、私はこのデジタル教育についてつぶさには承知しておりませんが、1人1台体制を構築するだとか、早急なデジタル教育を推進するといっても、本当に教育現場でそれを受けとめていけるのかどうなのかというのが実は最初に浮かんできた疑問点であります。これは、多分教育委員会としても、さまざまな観点からこの問題については受けとめられていると思うのですが、現場サイドは受けとめとしてはもう手を挙げて賛成だということには多分なっていないだろう、さらには教育環境として、今学校は多分4人に1台ぐらいの割合なのかな、それが全員に渡ったとして、本当に今の学校の施設でそういったものを入れ込んで対応ができるのか等々さまざまな問題が立ちふさがっているのではないかなと実は私は思っているわけです。そこで今回の質問に至ったわけでありますが、教育委員会としての今回の問題についての受けとめについてお伺いしたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 今ご質問のありました経済対策ということで、児童生徒に1人1台のパソコン整備を令和5年度までに進める旨が報じられております。児童生徒1人1人がタブレット端末等のICT機器を授業で効果的に活用することによりまして、思考力ですとか、問題解決能力、コミュニケーション能力などが身につくものと考えますが、機器を整備するだけで子供たちの能力向上が図られるというものではないというふうに考えております。授業方法の改善、ハード面の整備など包括的な対応が必要であり、そのための土台づくりといたしましうか、環境づくり、そういうものに相応の時間を要するというふうに考えております。

現在新たな経済対策に関する国からの通知がありませんので、詳細は不明でありますけれども、滝川市としましてはこれまで整備をしてきましたタブレット端末を活用しまして、授業の質的向上はもとより、さまざまな学習場面において効果的な運用ができるよう努めるとともに、ICT機器を活用した教職員の授業力向上のため、研修会などを実施しまして実践的なスキル育成に努めているところであります。教育現場におきます最新技術の活用について、これは今後ますます拡大していくのだろうというふうに考えられますけれども、国の動向を見据えながら、学校現場と調整しながらハード、ソフト、この両面でICT環境整備を進めていかなければいけないということで、単に1人1台当たったから、それで全てが解決するという問題としては考えておりません。

○議長 長 答弁が終わりました。柴田議員。

○柴田議員 私自身は、当然将来に向けて子供たちのICTに対する肝要な力をどんどん、どんどん育てていく、触れていくことが重要ではないかと思うのですが、塾ですとかそういうところでは非常にそういうタブレットを使った双方向の授業が非常に多く取り入れられているというのはわかっているのですが、今の教育の中にそういったものを本当に入れていく、5年かけて入れていくようになったときに、がらっと教育の現場が変わってしまうのではないかと思うのです。それについても

う一言、教育部長でも教育長でも結構ですけども、私はイメージが湧かないものですから、先ほどの答弁では、教育現場に変化が出てくると思うのです。授業のやり方とかそういうもので、それがこの5年以内でそういう問題点を処理し切れるのかどうなのかということについては、教育委員会としてはどう考えていますか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 この5年間で経済対策としてタブレット端末を全国に普及させるというのは、教育の視点とちょっと別な問題だと思います。5年間で仮に全部入ったとして、それで子供たちの学力が飛躍的に上がるのかとか、そういうことにはならないと思います。資料で文科省の担当者の言った言葉としまして、学習履歴などのデータを利活用、これは生徒個人個人の学習履歴などのデータを活用し、個別に最適で効果的な学びや支援が実現できるということをおっしゃっているのですけれども、全てがそのタブレットで管理されて、子供たちが先生ではなくてそのタブレットと向き合っ

て学習するということではないと思います。

要するに教育の現場というのは、義務教育は基礎、基本を身につけて集団生活を身につけるとい

うところであって、総論的に言うと子供たちに生きる力を身につけさせるというのが学校現場です

から、単に機器を整備してそれで解決ということにならないということですから、先ほど申し上げ

ましたけれども、教員の授業改善、あるいはこういうものを使った授業をどうするのかと、そのス

キルを身につけると。ですから、あくまでもこれはツールとして使うということで、これに使われ

るということはないということは教育委員会としても考えているところであります。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 教育長にもお伺いしておきたいのですが、今教育部長は本当にいいことをおっしゃっているのです。使われないように、使うのであって、使われるのではない。このようなことをおっしゃっているのですが、私も実は同じ意見なのです。それで、結果的に教師との間が広がってしまう。タブレットを介して広がってしまったり、あるいは今集団というお話もありましたけれども、子供たちの横のつながりが意外とこのタブレットによって阻害要因になってくることがありはしないかということも実は私は心配しているのです。今までの教育のあり方が全てよくて、これから将来に向けてICTを活用した教育現場がだめだというわけではないのだけれども、本来子供たちが学ぶべきことがこのICT化によって本当に得られるかということを考えたときに、私はちょっと違うのではないかなと今思っているのです。教育長、どう考えていますか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 私からもということで、私の意見を述べさせていただきます。

今確かにいろんな意味でICTの活用によって学校、教育現場が変わろうとしていますけれども、変わった後の形というのは私にも明確には想像がつかないというのが正直なところ。現実に教師のいない授業というものも実験的に行われています。ただ、基本的には議員さんおっしゃるように、横のつながり、そして教師と児童生徒のつながりということの中では、やはりそこがあつての教育だと。機械が生きる力をつけてくれるということにはならないと思います、先ほどの部長の話ではないですけども。今実際に1台ずつ入ったとしても、少し前のデータですけども、17、

9パーセントの教員が今現在物はあっても使っていない現状があります。これは滝川の話ではないですけど、そういった中でうちの教育センターもそういった活用について、単に使い方という意味ではなく、使ったことによって授業力の改善、そして子供たちがどう受けとめて、そしてこの間のO E C Dのあれではないですけども、15位まで読解力が落ちている。その読解力というのは、読む力よりも、実際に分析すると読むための論文をI C Tを活用して調べる力が劣っていたのではないのかということも言われています。そういうことも含めて、やっぱり教育の中でそういう力の養い方を考えながら育成することによって本来必要な力をつけていくというふうに思いますので、その辺は私がどこまで影響力を与えられるかどうかわかりませんが、真剣に考えながら活用に努めていきたいというふうに思っています。

○議 長 答弁が終わりました。柴田議員。

○柴田議員 ご答弁ありがとうございました。

次に移りたいと思います。次は、社会体育施設の維持についての質問であります。私は常日ごろ思っていたのですが、体育施設の使用の料金の問題であります。有料でかなり高目の設定の使用料があれば、無料で使える施設も多々ある。これは、公平な負担という観点においてはいかがなものか。我々選挙で選ばれてくる者は、なかなかこういった問題を提起しづらいのでありますが、公平性という点、あるいは応分の負担をいただくという視点等々を考えると、やはり無料で施設を使わせていただくということには私はならないのではないかと。理由がしっかりとあって、だから無料なのだという施設以外については、きちっと応分の負担をいただく必要があるということをこの定例会で私の立場として明らかにしたいと考えております。

その上で、これからも改修、改善していく社会体育施設はあると思います。そういった施設がもし従前から無料ということであれば、私はこれは今後未来の世代に負担を残すことになるという前提からいくと、やはり応分の負担をこれからはいただくということを市の前提として考えていっていただきたいということであります。そしてまた、文化施設と体育施設との利用料金の違いも、これはやはりちょっとおかしいなと思うのです。なぜ文化施設があのように高額なのか、あるいは体育施設があのように低額なのか、あるいは無料なのか。このようなことを考えるときに、もっとも市民の利用負担の公平性についてこれからしっかり市役所内部でも検討していかなければいけないと思っているので、今回は体育施設に限っての質問といたしますが、市の財政を考えれば私は適切な使用料を取るというのは当然だと思っておりますので、今後に向けた市の考え方について伺いをしておきたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 体育施設というお話でございますけれども、例えば滝の川公園内などにも使用料設定のない施設が数カ所あるということでございます。私たちとしましては、公平性の観点から見直しが必要であるという認識は持っております。議員ご指摘のとおり、各施設、これを今後も適切に維持していくとするのであれば、これは利用される皆さんに適正なご負担をお願いしなければならないと。ただ、では幾らが適切なのか、応分の負担は幾らがいいのかというところはまだ議論はしておりませんが、次期財政健全化計画、これを進めていく中で今後検討してまいりたいという

ふうを考えております。

○議 長 答弁が終わりました。柴田議員。

○柴田議員 これは、そんな生半可な答弁で終わる話ではないのです。それはわかっていると思うのですが、公共施設を今後統廃合していこう、あるいは廃止する、あるいは新しくする。そういったことを考えていくときに、今実際市役所内部で検討されているのでしょうか、適切な使用料を取らなければ結果として将来負担にはね返ってくる。要するに子供たちの世代にその負担が先送りされるという、これは自明の理ではないですか。これを市の基本的な考えとして持っていただかないと、永続的なそういった施設の利用はできないということをしかりと考えていただきたい。

そしてまた、実はこういうこともあるのではないかと思います。あの施設はもう廃止しましょうと、何でそういう考えになるかといったら、お金がなくなるからなのです。早く壊してなくしてしまえば、その後の負担が減るからだ。でも、使える施設なのに廃止しようとする、そういう圧力もかかってくると思うのです、市役所内部に。そうではなくて、そういった施設の必要性をきちっと市民に説いて、利用料金を適切に取っても今後継続していくようにすべきですかということを市としてやっていかなければいけないのではないかと最近つくづく思うのです。まだ使える施設を廃止しようとする流れというのが、僕は役所にも結構いるのですけれども、流れとしてあるのではないか。そうではなくて、将来にツケを残さないという前提で適切な利用料、使用料を取っていく、このことが必要だと私は思っております。再度お伺いしたいのですが、市長、いかがでしょう。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの柴田議員のご意見、ご質問に加えてご意見もいただいたというふうに思います。確かに各施設の維持は大変お金がかかるということもございますので、先ほど教育部長から答弁しましたとおり、公平性の観点からも適当な使用料は考えていくべきでないかという方向性は今見出しております。しかしながら、利用する方々とのいろいろと懇談等々も必要だと思います。そしてまた、文化施設にも言及されましたけれども、文化施設が高いというお話がございましたけれども、それらについても適切なものがどうなのかということを含めていろいろと勉強させていただきながら、検討するには値するなというふうに思っております。おっしゃるとおり、将来に禍根を残さない、負担を残さないためにはそのような考え方も必要かと思います。しかしながら、他方ではそのようなことによってある程度の競技等を広めるですとか、ある程度の文化を継承してもらうのに必要だということになれば、その料金の多寡の問題はいろいろと考え、考慮されるべきだということもありますので、それらを含めて大きな意味での観点を持っていろいろと考えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。

○柴田議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして柴田議員の質問を終了いたします。

安樂議員の発言を許します。安樂議員。

○安樂議員 新政会の安樂でございます。それでは、通告に従いまして1件だけ質問いたします。

◎ 1、防災対策

1、防災ハザードマップの更新・配布について

防災対策、防災ハザードマップの更新・配布について質問いたします。皆様のご記憶にも新しいかと思いますが、ことし10月中旬に関東、東北地方を来襲した台風19号の豪雨により71の河川が氾濫をし、140カ所の堤防が決壊して、多くの人命が失われました。被災地では現在も大きな爪跡が残り、復旧作業に追われているのが現状であります。近年は気象変動により、我々の想像をはるかに超えた豪雨被害がいつ発生してもおかしくない状況になっております。本市においても1級河川である石狩川、空知川が流れており、台風19号並みの豪雨があった場合、内水及び堤防の越水または決壊などにより大きな被害が予想されます。

本市では平成18年8月に市内全戸に防災ハザードマップを配布していますが、約13年が経過しており、平成27年から28年にかけて見直された国の防災ハザードマップとの整合性もとれていないのが現状であります。また、転居や、13年前にハザードマップを配布したときと現在ではかなりの気象状況の変化ということで、当時の防災意識の希薄、こういうようなことにより紛失している家庭も多いというふうに聞いております。ほぼほぼ私が確認しているところでは持っていないというところでもあります。それにあわせて、現在本市では避難所の見直しを策定しています。防災のハザードマップも最新の状態にして避難所とあわせて更新、配布し、災害時の危険性と避難所の位置などを周知徹底して市民の安全確保に資するべきだというふうに思いますが、市のお考えをお伺いします。

○議 長 安樂議員の質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○長瀬総務部次長 議員のご質問のとおり、現在の滝川市の洪水ハザードマップは平成18年に作成したものであり、平成27年の水防法改正を踏まえ、国が見直し、公表した想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域と浸水深を示したものではございません。近年日本各地で発生している豪雨が滝川市で発生した場合、どの地域がどのくらい水に浸るのか、逃げおけると命にかかわるのかの災害リスクを市民に知っていただくためにも洪水ハザードマップ見直すことが必要であると考えております。現在、議員ご質問のとおり、市内の避難所等の見直しを行っているところであることから、これが決定いたしましたら洪水ハザードマップの更新に着手できるよう検討してまいります。

○議 長 答弁が終わりました。安樂議員。

○安樂議員 私は防災ハザードマップということですが、防災ハザードマップというと震災、それから洪水、あと大規模な火事ということなのですけども、まずは市民の命を守るために、先ほどご答弁いただきましたが、洪水ハザードマップを優先的に更新をして、遅くとも来年の出水期までに配布すべきではないかなというふうに私は考えてます。いま一度お考えを伺います。

○議 長 副市長。

○副市長 議員さんおっしゃるとおりで、非常にこれは急ぐべき問題だというふうに考えており

ます。市民の命を守るということでございますので、今の防災マップ含めて、避難所も含めて今検討していますので、できれば早い時期にやりたいと思っていますけれども、全体の中で優先課題の上位としてと取り扱わせていただきたいと思っております。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。

○安樂議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして安樂議員の質問を終了いたします。

東元議員の発言を許します。東元議員。

○東元議員 それでは、通告に従いまして3点質問させていただきます。

◎1、防災対策

1、災害避難所運営について

まず1点目、防災対策、災害避難所の運営について質問させていただきます。現在滝川市避難所等変更計画書の策定作業が行われておりますが、計画書にもありますように、避難所は被災者のよりどころであり、被災者の支援拠点でもあります。厚生労働省の調査によれば、成人では全体のおよそ9.3パーセント、滝川市でいえば約4,000人が食物アレルギーに罹患していると報告されております。避難所におけるアレルギー疾患を有する被災者への対応についてお伺いいたします。

○議 長 東元議員の質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○長瀬総務部次長 昨年の北海道胆振東部地震によりますブラックアウトの経験を踏まえまして、アレルギー対応の食料備蓄の必要性を考慮いたしまして、本年度食品アレルギー特定25品目を含まないアレルギー対応のアルファ化米を緊急対応といたしまして、味つき御飯でございますけれども、4種類、600食を備蓄したところでございます。また、ブラックアウト時の検証にもとづきまして、現在平成27年に策定いたしました滝川市備蓄計画の見直しを図るとともに、議員のご質問のアレルギー疾患を有する被災者への対応についてはアルファ化米を中心に食料対応を行うこととし、避難所運営の際にもアレルギー疾患の方に配慮し、対応してまいります。

以上でございます。

○議 長 答弁が終わりました。東元議員。

○東元議員 ご答弁ありがとうございます。午前中の田村議員の質問で、現在本市に115名の外国人が居住されております。来年度になりますとオリンピック、それからパラリンピックの関連もありまして、本市はパラカヌーの合宿地に選定されたこともあり、相当数外国人がふえてくるのではないかと思います。最悪の場合、その間に災害が起きる可能性も非常にありますが、例えば外国人に対する食品、あるいはイスラム教徒に対するハラール食品の備蓄などもご検討いただければ幸いと思いますが、お考えをお聞かせいただければ幸いです。

○議 長 東元議員の質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○長瀬総務部次長 ただいまの再質問にお答えしたいと思います。外国人に対する食料備蓄の部分につきましても、アルファ化米ということでアレルギー対応のほうは考えてございますけれども、

そういったことに対しましては防災協定業者等の流通備蓄含めて対応したいというふうに考えていますし、現在の備蓄に関しての考え方については発災時ということで備蓄を考えておりまして、そういった形の中で対応してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 答弁が終わりました。東元議員。

◎2、教育行政

1、SNSによる犯罪について

2、パークフィールド72の運営について

○東元議員 次に移ります。教育行政、SNSによる犯罪についてお伺ひいたします。

SNSを使用した女児誘拐事件が大阪と埼玉で相次いで発生しております。親にとってスマホを持たせることは非常に悩ましい問題ですが、子供に持たせることで得られる安心感や利便性というメリットも無視することができません。親ができる対策も大変重要ですが、学校での対策も必要と考えております。そこで、本市では具体的なカリキュラムとして対策を講じているのか、また講じる予定があるのかをお伺ひいたします。

○議 長 答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 SNSによる犯罪への対応といたしまして、まず滝川市教育委員会が本年度実施いたしました調査があるのですが、それによりますと今年度4月末現在、自分専用のスマートフォンを所有している小学校高学年児童の割合は約35パーセント、同じく中学校生徒は63パーセントということがわかっております。その結果を踏まえまして、スマートフォンを所有している子供たちのほとんどがコミュニケーション機能のほかにインターネットも利用可能な状況になっており、今日発生している非常に悲しい事件等に巻き込まれる危険性も否定できないものであります。それらの対応のために、各学校においては特別活動や道徳、技術・家庭科を中心にコミュニケーション手段としてのスマートフォンを含め、情報機器の適切な使用方法について児童生徒に考えさせる授業を年に数回行っております。その際、滝川市教育委員会で作成しております情報モラル学習参考教材というのがございます。その中でインターネットを使ったコミュニケーションですとか、個人情報やプライバシーを守るインターネットの使い方などについて考えさせる授業も行っているところであります。それから、もう一方の保護者に対してでありますけれども、滝川市PTA連合会の研究大会においてインターネットの危険性などについての講話を実施したり、各中学校の新入生の説明会において外部講師を招聘し、ネットモラル教室を実施するなど、情報モラルに関する取り組みを充実しているところであります。

以上であります。

○議 長 答弁が終わりました。東元議員。

○東元議員 2点目に移ります。パークフィールド72の運営についてお伺ひいたします。

過日11月26日開催の総務文教常任委員会でパークフィールド72の今年度の利用者数、利用収入が報告されました。数字的には利用者数、利用収入とも昨年よりも増加しているように見えま

すが、1日当たりの利用者数は昨年、ことしも113名と同じであり、利用収入はむしろ1日あたり約4,500円ほど下がっております。今後振興公社への移管管理を踏まえ、利用者数、利用収入を増加させるための対策を何か講じているのかお伺いいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 今年度の取り組みとしまして、ファミリー層へのキャンペーンなどによりまして小学生以下の利用が昨年の39人から213人にふえております。また、総数としまして1日平均113名と昨年同様ということでもありますけれども、これが通常の利用者のベースとなるのではないかなというふうに今押さえてるところであります。収入額の1日平均が下がっているというのは、先ほどの無料で利用できる小学生以下の利用者数が若干の影響を与えておるところもありますけれども、主にはシーズン券を購入していただいている方がより多くご利用いただいているということによるものと分析をしております。

新年度から指定管理化により管理をすることになりますけれども、そういった事業者の柔軟性というものを生かしまして、あのエリアの隣接施設、例えばゴルフ場ですとか、カヌーですとか、スカイパークですとか、そういった施設がありますので、その連携強化、これを進めていきたいということ。また、一体的に利用促進を図っていくことでそれぞれの施設の相乗効果が期待できるということもございます。いずれにしても、営業活動にも工夫をしながら、振興公社と協議を進めていきたいというところでもあります。また、先般条例改正がありましたけれども、ふれ愛の里に新設される予定のキャンプ場、ここはパークゴルフ場との相乗効果も期待できますので、今までにはなかった利用者の取り組みが期待できるということもありますので、やはり周辺施設との相乗効果を図っていくということが大事なというふうに考えております。

○議長 長 答弁が終わりました。

○東元議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして東元議員の質問を終了いたします。

渡邊議員の発言を許します。渡邊議員。

○渡邊議員 本日最後の質問をさせていただきます。会派みどりの渡邊でございます。議長のほうから発言の許しがありましたので、通告に沿って質問を行いたいと思います。

◎1、市長の基本姿勢

1、市長3期目の取り組みについて

まず1件目、市長の基本姿勢であります。項目として、市長3期目の取り組みについて2点ほどお伺いしたいと思います。

まず最初に、3期スタートして半年ほどになります。大変厳しい財政状況の中で、前田市政は大変厳しいのかなと思っています。そういう中、過日11月の7日の日ですけれども、市長みずから報告会を開催して、みずからの公約でありますイレブンプラスワンの施策について、限られた時間でありましたけれども、検証を含めた形でお話をされておりました。現在市政全般にわたっていろいろな諸課題があります。どの施策も大変重要であると認識しておりますが、市長は施策について

めり張りを明確にすべきというふうにもおっしゃっております。そういう中で、個人的な考えといたしまして、少子高齢化によって人口減少が進む中で優先度の高い施策は子育て支援であると考えております。このような問題にまず集中的に取り組むべきではないかと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議 長 渡邊議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、渡邊議員のご質問にお答えをさせていただきます。

3期目の目標といたしまして掲げましたイレブンプラスワンの施策につきまして、総合計画の方針に準拠しつつ、より具体的にまちづくりの推進を目指していきたいというふうに考えるものであります。また、現在地方創生に係ります次期総合戦略の策定作業を進めているところでもありまして、地域懇談会、また先ほどお話がありました市政報告会におきましても私の考えを市民の皆さんに直接お伝えをさせていただき、さまざまなご意見もいただいたところであります。本市におきましても人口が4万人を割り込み、今後もさらなる人口減少が見込まれる中で、人口規模や税収に見合ったコンパクトなまちづくりへ円滑な移行が求められているというふうに考えております。

3期目の4年間においては、地域医療の拠点であります市立病院の経営安定と行財政改革にまずこれは重点的に取り組みたいと思っております。また、持続可能な財政基盤を確立することはこれにつながるというふうに思っております。また、この財政健全化の進捗状況を見ながらでもありますが、ただいま渡邊議員がおっしゃったとおり、やはり子育てが大変大きな課題であると思っております。若い世代が安心して子育てができる環境づくりなどに力点を置いていきたい。また、そのほかには、やはり災害対策、セーフティーなまちづくりということで災害対策の充実も考えていきたいというふうに思っております。実行に向けましては、これはワンチームであります職員の皆さんとともに一丸となってスピード感を持って進めていきたいと思っております。また、その政策の形成過程というのをより明確に見えるようにして、市民の皆さんと向き合う、そのことによって市民の皆さんがこの滝川に住んでよかったと、滝川はこんないいところあるのだと思っていただけるような、昨日も商工会議所の方々とお話をして、こんなまちがいいねという中に出てまいりましたが、ちょうどいい田舎、こんなようなまちがいいねというお話もございました。そのようなまちを目指して頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。渡邊議員。

○渡邊議員 滝川市の総合計画に沿った形でのいろんな施策の推進ということでご答弁をいただきました。施策推進するにもやはり財政基盤の整備が必要だと、そういう中で、2項目めになりますが、本年度10月から消費税が10パーセントになっております。この影響について経済効果にプラスになっているかという、甚だ疑問符がつく現状ではないかと考えております。そんなような中で、市内の消費動向、また企業等の景況感の把握は行政としてなされているのか。また、滝川市として景気振興策、独自の景気振興策を行っていくという考えについてお伺いしたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 本年１０月からの消費税率の引き上げに伴い、国においては軽減税率の導入、幼児教育の無償化、キャッシュレス決済のポイント還元、住宅ローン減税の拡充、プレミアムつき商品券の発行といった、景気対策、制度変更を講じております。本市においても、低所得者と乳幼児がいる子育て世帯に対する家計の負担緩和と地域の消費下支えのためのプレミアム付商品券事業を実施しているところです。現在の市内の消費動向及び企業等の景況感については、消費税引き上げから間もないため十分な把握には至っておりませんが、道内の信用金庫を調査対象として北海道が四半期ごとに実施している調査によりますと、本年１０月から１２月における管内の消費動向は増税の反動により減少傾向、生産動向も増税に伴う生産コスト上昇により収益下降となる見通しとなっており、景況感は厳しい状況下にあるとの報告がなされております。現状では本市独自の経済対策を実施することは考えておりません。政府において１９年度補正予算及び２０年度予算にて財政支出１３兆円規模の新たな経済対策の実施を予定されております。その動向を注視するとともに、それらの活用等についての情報収集に努めてまいります。

○議 長 答弁が終わりました。渡邊議員。

◎２、ふるさと納税

１、ふるさと納税について

○渡邊議員 それでは、２件目、ふるさと納税についてお伺いしたいと思います。

最近、近年って書いておりますけれども日本全国において大規模災害が発生しております。被災都市にふるさと納税が行われているとの報道もなされておりました。そこで、滝川市として当初歳入予算に７億円ほど計上しているふるさと納税の今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。総務部次長。

○柳総務部次長 渡邊議員のご指摘のとおり、日本全国の被災地へふるさと納税制度を活用して寄附をされる方がふえていることは我々も承知しているところですが、現時点で本市への影響についてははかりかねているところでございます。一方、平成３１年度当初予算については７億円を見込み、予算計上したところですが、１１月末日現在の寄附額累計は４億円で、仮に１２月の寄附額が昨年と同額の４億４，０００万となれば、対前年１億円増となり、１２月末時点で昨年度の寄附額を超える結果となります。しかし、全国的には寄附額が低調であるということも聞いており、あわせて先ほど申し上げました被災地への寄附の増加によっては対前年を下回ることも予想され、年末に向けて返礼品をより一層寄附者に伝わるものになるよう鋭意努力を重ねているところでありますので、ご理解を願います。

○議 長 答弁が終わりました。渡邊議員。

○渡邊議員 前年比１億円の増にあるということで、ひとまず安心はしておりますが、先ほど返礼品のご答弁があったのですけれども、このサイト、ホームページにおいて各返礼品の品目が順位づけられています。ご存じですか。そこで、その優先順位に関して、料金がかかるのですけれども、優先的に順位を上げるとかというようなことについてふるさと納税のこのサイトからの要請というのはあるかどうかお伺いしたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ふるさと納税の寄附額の増額についてというご質問でございますけれども、順位を上げるためにという目的でふるさと納税というよりも、基本はやはりふるさと納税を理解していただく方をふやす、あるいはその寄附額が地域振興に結びつくという部分を基本として考えておりますので、こういった点をこれからふるさと納税を考えている方々に十分周知をしていくという部分についてこれからも力を注いでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。渡邊議員。

○渡邊議員 こういうホームページを見るということで滝川市のPRになれば、何かしらの力になるのかなと思います。

◎3、市立病院

1、病院職員の接遇について

2、経営改善計画について

それでは、3件目、市立病院、1項目め、病院職員の接遇についてご質問させていただきます。

病院内のロビーにおいて、通院患者さん、また入院患者さんらのコメントが掲示されております。この中には、感謝の言葉から治療や医師からの説明等に対する意見等が張り出されており、たくさんの方の市民の目に入ってまいります。病院側の回答には真摯な言葉があり、好感が持てるところでもあります。しかし、掲示板には同じような事案があることに、果たして十分な指導及び改善がなされているのか甚だ疑問に思うところでもあります。しっかりと指摘事項に対して取り組まれているのかについてお伺いしたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 病院内の意見箱ですが、院内に8カ所設置しているほか、ホームページからも意見を投稿できるようにしており、年間200件を超えるご意見や感謝の言葉をいただいているところでございます。中でも、待ち時間に対する意見や医師、看護師の接遇に対する意見は相変わらず多い状況にあります。これら寄せられたご意見で個人や職場を特定できる場合は、必ず職場にフィードバックしており、個別指導を初め、職場のカンファレンスなどで事案の改善策を話し合っており、改善に向けた努力をしているところでございます。また、ご意見の対応については病院事業運営会議に報告しており、医師の方々も見れるように医局にも掲示するなど、意見内容の周知にも努めているところでございます。引き続きスタッフの接遇向上を初め、患者様の立場に立った医療、看護の提供ができるよう努めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議 長 答弁が終わりました。渡邊議員。

○渡邊議員 それでは、2項目め、経営改善計画についてお伺いしたいと思います。

先ほど田村議員からも病院に関してのご質問がありましたけれども、私のほうからは2点にわたって質問させていただきます。滝川市第2期財政健全化計画には市立病院の改善計画というのが上

位に位置づけられております。市立病院事業会計における問題点は、いろいろと指摘されております。地域医療の拠点としての役割を含め、本来市民から頼られるべき病院を目指さなければならないと考えます。中長期的な期間、４年間ですけれども、においてで黒字化を目指すとはありますが、今現在早急に取り組んでいかなければならないと思われる事務局として考える課題についてお伺いしたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。総務部次長。

○柳総務部次長 市立病院の経営改善計画については、現在策定中である第２期財政健全化計画の中でも重要な計画であるとの認識のもと、議員のご指摘のとおり、市民から信頼される病院を目指すべく計画策定の作業を進めているところでございます。コンサルタント会社からは、先ほど田村議員の答弁で申し上げましたけれども、先行して取り組むべき事項として新規入院患者減少への対応、医師、現場職員を巻き込んだ経営管理体制の構築、看護師確保策の推進について提案があり、この３点について早急に取り組むべく、市と病院により今作業を進めているというところでございます。

○議 長 答弁は終わりました。渡邊議員。

○渡邊議員 ただいまの答弁に関しては改善計画の中にその方向性という部分で掲載されている部分で、今何をやらなければならないのかということをもう一度確認させてください。

○議 長 答弁を求めます。総務部次長。

○柳総務部次長 先ほど申し上げた３点につきましては、病床稼働率の目標を立てて稼働率を増加させて入院収益をふやしていく、そういう取り組みを中心にコンサルのほうから提案があつて、その計画に位置づける取り組みをなるべく早く実行に移して、より計画の中身をそれに基づいてしっかり進めていけるようにということで進めるものでありまして、今一番急ぐ取り組みとしてはそれが必要だということで認識しております。

○議 長 答弁が終わりました。渡邊議員。

○渡邊議員 それでは、２要旨目になります。計画においては、年度末で資金不足が見込まれるという中で計画が作成されておりますけれども、報告書が年明けと、この計画を制作する会社によると、当初予定の時期に提出されなかったと。いろいろあったと思いますけれども、職員の面談、資料、データ、いろんな分析にとまどっているのかなと。この調査が何でスムーズに運ばなかったのかという点についての原因は何が考えられるのか、お伺いします。

○議 長 少々お待ちください。

ただいまの質問は先ほど解明されている部分と思われますが、渡邊議員、どうされますか。渡邊議員。

○渡邊議員 取り消させていただきます。

◎４、福祉行政

１、幼保教育無償化について

それでは、４件目に入らせていただきます。福祉行政で、これについても先ほどから幼保教育で

質問されております。まず最初に、幼保教育の無償化が10月からスタートしました。3歳から5歳児、原則全世帯、またゼロ歳から2歳児は低所得世帯については保育所などの利用料が無料となっております。消費税の増額分が財源で、少子化対策とも言われております制度ですが、現行から見てこの幼保無償化によって現行と大きく変わる点についてあればお伺いします。

○議長 長 少々お待ちください。

渡邊議員、ただいまの質問も寄谷議員のところではほぼ解明済みと思われませんが、もう一度お願いいたします。

○渡邊議員 それでは、この4件目については取り消させてもらいます。全面削除ということです。進んでよろしいですか。

○議長 長 続けてください。

◎5、教育行政

1、学校運営について

○渡邊議員 教育行政について、学校運営についてお伺いします。

現在市内の各小中及び高校において、保護者からPTA会費を徴収しております。PTAというのは、子供たちの健やかな成長のために親と教師が協力して互いに学び合う任意の団体と思っております。過去において、PTAが学校にかかわる備品的なものについて購入した経緯があるのかお伺いします。また、本来教育予算で対応していかなければならない消耗品や備品、修繕費等の予算要求は教育委員会として各学校の要望を十分に把握し、取り入れているのかについてお伺いいたします。

○議長 長 答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 PTAの関係のご質問でございますけれども、今ご質問にありましたとおり、PTAという任意の団体ということもありまして、全ての活動について承知をしているわけではございませんけれども、PTAから学校に対しまして備品等のご寄附があるということは毎年度何件かあるわけですが、これについては把握をしております。また、教育委員会の予算措置としましては、毎年各学校の要望を調査、把握をしております。消耗品や備品などにつきましては学校への配当予算の中で計画的に購入されております。しかしながら、全ての要望に対してお応えすることはなかなか難しいという状況でもございます。このような中、一部のPTAではバザーなどの益金を子供たちのための環境整備、またはその学校独自の教育活動に充てるなど取り組んでいるPTAもあるということは承知をしております。

○議長 長 答弁中の私語を少々抑えていただきたいと思います。

答弁が終わりました。渡邊議員。

○渡邊議員 1点だけ、今一部のPTAでバザーの益金というふうな答弁があったのですが、これについては私費という扱いで、PTAの私費として扱われると思うのですが、その部分ではどこに充当してもいいという考えでいるのか、それだけ1点。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 私費というのは、私の費ということでよろしいですね。独自の活動ですから、そこに教育委員会が介入するということはありません。

○議 長 答弁が終わりました。

○渡邊議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして渡辺議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 2時28分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員